

環境報告書の記載事項等の手引き
(第3版)

2014年5月

はじめに.....	1
序章.....	3
1. 本手引きの目的.....	3
2. 本手引きの対象.....	3
3. 本手引きの使い方と構成.....	3
4. 本手引きの改訂ポイント.....	5
第1部 環境報告書の作成において知っておくこと.....	6
1. 環境報告書の役割と活用.....	6
2. 環境報告書を作成するうえでの基本的事項.....	8
3. 環境報告書に係る信頼性向上.....	12
第2部 環境報告書の記載事項等.....	13
1. 事業活動に係る環境配慮の方針等.....	16
2. 主要な事業内容、対象とする事業年度等.....	22
3. 事業活動に係る環境配慮の計画.....	28
4. 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等.....	31
5. 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等.....	34
6. 製品等に係る環境配慮の情報.....	72
7. その他.....	79
参考資料.....	85
1. 環境報告の一般原則.....	85
2. 環境報告の重要な視点.....	86
3. 参考となるガイドライン等.....	87

はじめに

本手引き作成の背景

経済のグローバル化が進展したことによって、経済成長に一定の恩恵がもたらされた反面、人口増加や新興国の急速な経済成長等により、資源、エネルギー、食料・水の需給構造が著しく変化して、環境問題をより大規模かつ複雑なものにしています。例えば、気候変動¹は地球規模で解決しなければならない重大な課題であり、暴風雨、干ばつ、洪水等の自然災害による物理的な損害をはじめ、様々な形で私たちの文明社会の大きな脅威となっています。

その参加者である事業者にとっても環境問題への対応は重要です。事業活動に伴う環境負荷は、中長期的に環境規制の強化や新設をもたらし、事業者による環境配慮等の取組コストを増加させる可能性があります。また、それらがサプライチェーンで累積されることで、原材料価格やエネルギー価格の上昇を引き起こす可能性もあります。反面、環境問題に取り組むことは、環境リスクを低減させ不測の損害を回避できる可能性を高めます。また、省エネ・省資源によるコスト削減や調達リスクの低減の他、環境配慮製品・サービスの開発により新たな市場²へ進出することを可能にします。

さらに、金融市場においても、事業者の環境配慮の取組を評価し、融資条件等を優遇する「環境格付融資」に取り組む金融機関が年々増加しつつあります。とくに、気候変動や水資源枯渇の問題に関しては、国際的な機関投資家による情報収集プロジェクトが起ち上げられており、その情報が金融市場における投融資の判断に用いられる等、環境配慮の取組の優劣が企業価値に影響を与える傾向が一段と強くなっています。

一方、環境配慮に取り組む事業者が、世の中の広いステークホルダーから高く評価されるためには、両者を結ぶコミュニケーション手段が必要不可欠です。この点、環境報告書の作成・公表は、両者を結ぶコミュニケーション手段として、もっとも有効といえます。

このような状況を鑑み、我が国は、事業者による環境報告書の作成・公表を促進するため、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号：環境配慮促進法）」が 2004 年 5 月に成立し、同法の規定に沿って特定の公的事業を行う者に対して環境報告書の作成・公表を義務付け、「環境報告書の記載事項等」（以

¹ 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第五次評価報告書は、世界平均気温は 1880 年から 2014 年の間に 0.85℃上昇し、最近 30 年の各 10 年間の世界平均地上気温が、1850 年以降のどの 10 年間よりも高温であるとしています。また人間活動が 20 世紀半ば以降に観測された温暖化の主要因であった可能性が極めて高いとしています。

² 国内における環境産業の市場規模及び雇用規模は継続的に拡大しており、市場規模は約 81 兆円、雇用規模約 227 万人といわれています(環境省「環境産業の市場規模・雇用規模の推移」2011 年度推計より)。

下、「告示」といいます。))」を2005年3月に策定、告示³して、環境報告の普及・促進に努めてきました。

本手引きは主として、告示に準拠して環境報告書を作成される方の理解に資するよう、記載事項の趣旨を汲み取りつつ、その内容をやさしく解説したものです。第2版の公表以降、環境コミュニケーションの内容はより深化・多様化していることを踏まえ、今回、第3版として改訂するに至りました。

本手引きが、事業者とステークホルダーの良好な環境コミュニケーションの一助となり、環境と経済の好循環に貢献するとともに、もって持続可能な文明社会の実現に貢献できることを望みます。

◇環境報告に関する手引きの改訂等検討委員名簿◇

栗野 美佳子	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 自然保護室 ビジネスと生物多様性担当
伊藤 裕理	株式会社日立製作所 CSR・環境戦略本部 環境企画部 担当部長
河口 真理子	株式会社大和総研 調査本部 主席研究員
◎ 上妻 義直	上智大学 経済学部 教授
後藤 敏彦	環境監査研究会 代表幹事
洪澤 健	コモンズ投信株式会社 取締役会長
寺田 良二	プライスウォーターハウスクーパース サステナビリティ株式会社 取締役
富田 秀実	LRQA 経営企画・マーケティング・グループ 統括部長
八木 裕之	国立大学法人横浜国立大学 成長戦略研究センター長

(◎印:委員長、敬称略、五十音順)

◇事務局◇

環境省 総合環境政策局 環境経済課
EY 新日本サステナビリティ株式会社

³ 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

序章

1. 本手引きの目的

- 告示に沿った環境報告書の作成を支援します。
- 環境報告書の作成をはじめて間もない事業者向けに、環境報告ガイドライン 2012 年版（以下、「環境報告ガイドライン」といいます。）よりも平易な解説と記載例を提供します。

告示では、特定事業者及び大企業者も含めた幅広い事業者を対象に、環境報告書の作成・公表に際して活用されることを目的として、環境報告書の基本的な記載事項を定めています。しかし、環境報告書の作成・公表をはじめて取り組む事業者や、環境報告書の作成・公表に取り組んで間もない事業者にとっては、告示に示された内容をどのように環境報告書に記載していくべきかについて、より具体的な説明が必要であると考えられます。

本手引きは、告示を環境報告ガイドラインと関連付けたうえで、記載すべき事項の解説を行い、具体的な記載例と補足説明を提供しています。これにより、事業者が告示に沿った環境報告書を作成することを支援します。

2. 本手引きの対象

- 全ての事業者を対象とします。

本手引きの記載例は、環境配慮促進法にて環境報告書の作成・公表が義務付けられた特定事業者及び環境報告書の作成・公表に努めることが求められる大企業者（上場企業及び従業員 500 人以上の非上場企業）を想定しています。ただし、記載例を参考に開示内容を加減することで、全ての事業者⁴に利用できるようにしています。

3. 本手引きの使い方と構成

- まず、告示の記載事項等に相当する環境報告ガイドラインの情報・指標を選びます。
- 次に、本手引きの記載例と補足説明を参考に、環境報告書の記載事項を決定します。

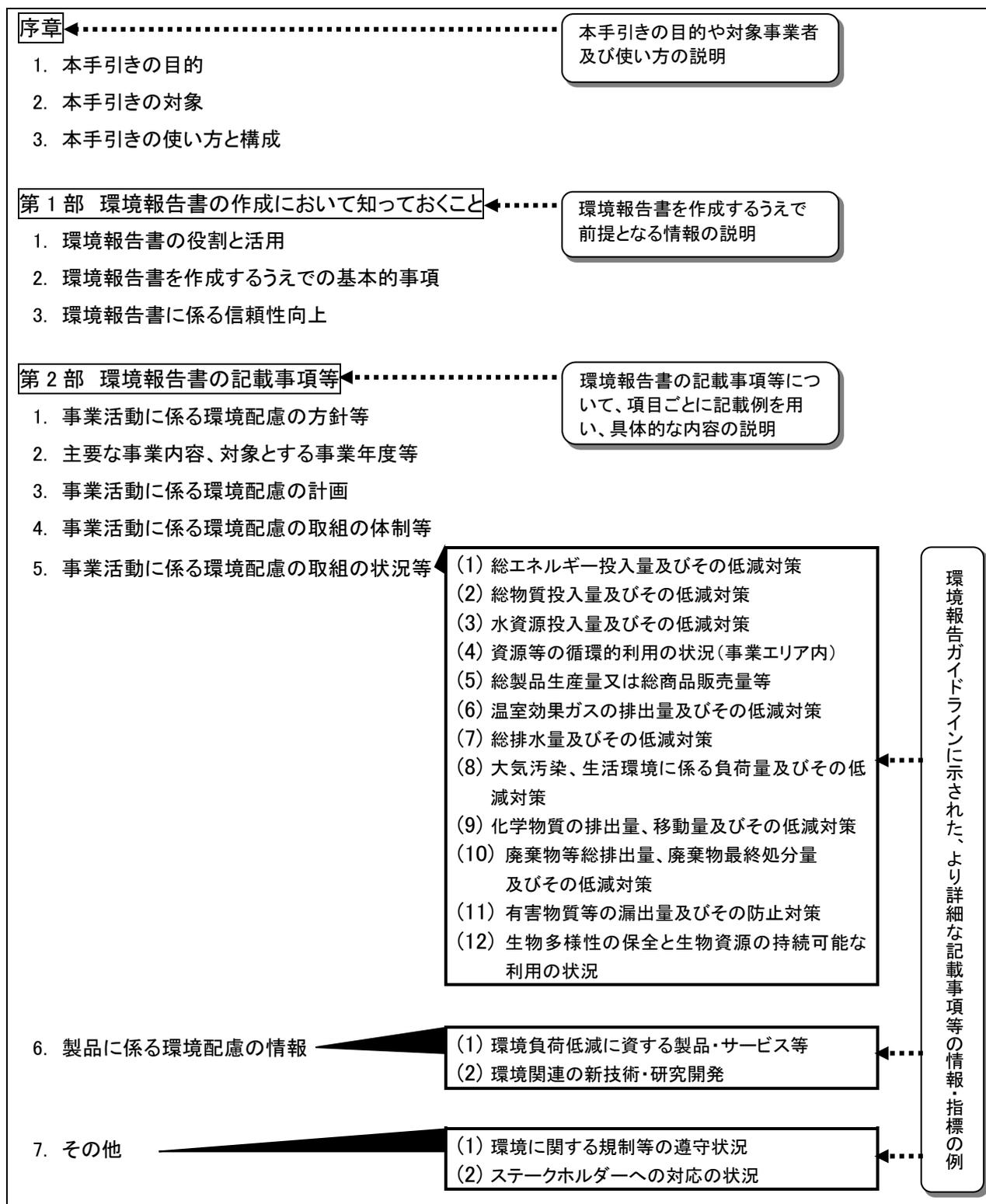
本手引き中の「告示の内容」「環境報告ガイドラインによる『記載する情報・指標』」に関する解説を参考にして、告示が求める記載事項等に相当する環境報告ガイドラインの指標・情報を選び、それらの必要性や背景を理解します。また、記載例や補足説明を利用して、告示に沿った環境報告書の具体的な記載事項を決定します。

なお、より詳細な説明を必要とする場合は、環境報告ガイドラインを参照してください。

⁴ 中小企業者の場合は、「エコアクション 21 ガイドライン 2009 年版」（本手引き p.89 参照）も参考にすることも可能です。

【本手引きの構成】

本手引きは、以下の内容で構成されています。



4. 本手引きの改訂ポイント

- 2012年4月に公表された改訂版の環境報告ガイドラインを踏まえて、本手引き中の「告示の内容」と「環境報告ガイドラインによる『記載する情報・指標』」の対応を明確にしました。
- 告示で記載が求められる事項等について、その必要性や背景及び取組の重要性を解説しました。
- 全ての事業者によって広く活用されることを念頭に、原則として特定事業者向けと一般事業者向けの記載例を示しました。

本手引きは、告示の解説であると同時に、環境報告ガイドラインの付属書として位置付けられています。今回の改訂では、告示で要求される記載事項等と、環境報告ガイドラインに示された関連する情報・指標との関係を明記しました。

また、本手引きの第2版では特定事業者のモデルケースを中心に、記載例の紹介と解説を行いました。今回の第3版では特定事業者に加え、一般事業者(大企業者)の記載例も示すことで、全ての事業者が広く活用できる手引きとしました。

第1部 環境報告書の作成において知っておくこと

1. 環境報告書の役割と活用

(1) 環境報告書の役割

事業活動に伴って発生する環境負荷を低減するために、事業者には自主的に環境配慮活動を実施する責任があります。その方法として、環境マネジメントシステムと呼ばれる組織横断的な環境配慮の取組体制を作り、自主的な計画に基づいて継続的に環境負荷の低減を図るのが一般的です。また、その取組には、グリーン調達や環境配慮型製品・サービスの供給のように、効果の範囲が事業者の組織外に及ぶものも含まれています。

環境報告書は、こうした事業者による環境配慮経営の状況をステークホルダーに説明する目的で作成されるものです。そのため、経営者自らが環境配慮の方針・目標・行動計画等を明言し、環境負荷の状況や環境負荷を削減・管理するために実施された取組内容・実績等を記載して、社会に対する説明責任を果たします。

環境配慮促進法では、環境報告書の作成・公表を促進するために、特定事業者が環境報告書を作成して毎年度公表することを定めており、大企業者に対しても、その作成・公表に努めることを求めています。また、環境報告書に記載する情報について、同法の告示が「環境報告書の記載事項等」を定めており、これに従って環境報告書を作成します。

事業者による環境配慮の取組は基本的に自主的な活動です。そのため、環境報告書を作成することで、環境マネジメントシステムの整備が進み、経営責任者・従業員の意識付けや啓発が促進されるという効果が期待されています。社会とのコミュニケーションツールとしての機能だけでなく、これらの事業者の内部的な機能も環境報告書の重要な機能です。

【環境報告の基本的機能】

- 外部機能(社会とのコミュニケーションツールとしての機能)
 - ① 事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能
 - ② ステークホルダーにとって有用な情報を提供するための機能
 - ③ 事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー(誓約と評価)による環境活動等の推進機能
- 内部機能(事業者自身の環境配慮活動の促進機能)
 - ④ 自らの環境配慮等の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能
 - ⑤ 経営責任者や従業員の意識付け、行動促進のための機能



check

ステークホルダーとは、事業者の利害関係者を指し、職員(従業員)、学生、行政機関、取引先、投資家・金融機関、地域社会、NGO、消費者(利用者)等が含まれます。



各機能の説明は、環境報告ガイドライン p.10~11を参照してください。

(2) 環境報告書の活用

環境報告書は環境配慮経営に優れた事業者が持続的に成長するための有力なツールになります。

環境配慮経営は、事業活動に伴う環境負荷を自主的に低減するとともに、グリーン調達や環境配慮型製品・サービスの供給によって、社会全体の環境負荷低減に貢献します。持続可能な社会を実現するためには、環境配慮経営に優れた事業者がステークホルダーから適切な評価を受けることが重要で、その結果、事業者の市場競争力が増して、ビジネスも成長することが期待されます。

そうした事業者の成長は、環境配慮経営のさらなる強化を促し、市場競争力も一層増大して、継続的な成長を可能にします。環境配慮経営に優れた事業者が経済成長を牽引し、環境と経済の好循環を促進して、持続可能な社会の実現に向けた大きな原動力となるのです。

しかし、そのためには、環境報告書の記載事項に、ステークホルダーが事業者を評価するために必要な情報が含まれていなければならない、それらが正確に記載されていることが求められます。

2. 環境報告書を作成するうえでの基本的事項

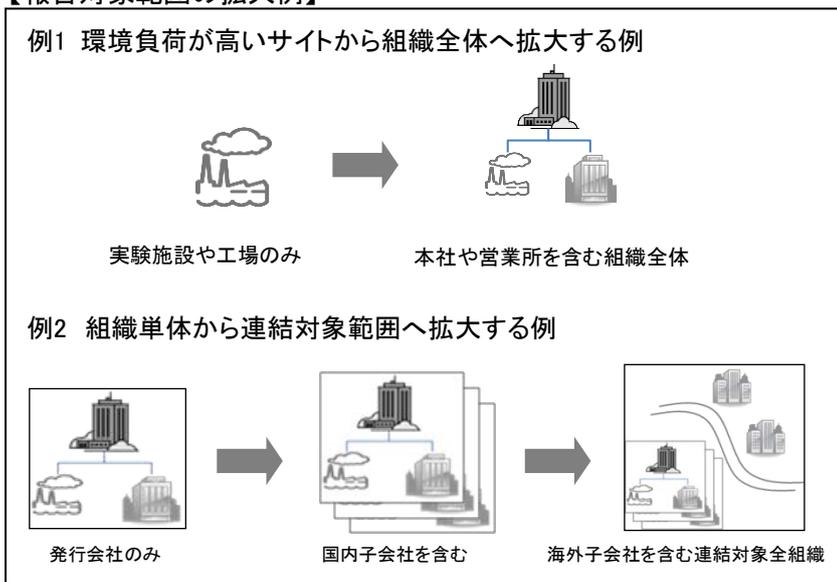
(1) 報告対象とする組織範囲と期間の明確化

環境報告書では、報告対象とする組織範囲及び期間を明らかにする必要があります。

① 報告対象とする組織範囲の明確化

報告対象とする組織範囲は基本的に事業者の全組織です。事業者が企業集団を構成する場合は、連結決算の組織範囲がそれに該当します。しかしながら、環境マネジメントシステムの整備状況によっては、全組織を報告範囲とすることが難しい場合も想定されます。このような場合、事業所や部門の特性を考慮しながら、まずは主要な環境負荷や環境配慮への取組状況が含まれるように報告対象範囲を決定し、その後、毎年段階的にこれを拡大して、最終的には全組織が報告対象範囲に含まれるように計画を立てることが望まれます。

【報告対象範囲の拡大例】



報告対象とする組織範囲に関しては、以下の点に留意します。

- ・ 測定した環境負荷の種類や環境配慮活動の内容によって組織範囲が異なる場合は、ステークホルダーの誤解を防ぐために、それぞれのデータ等で用いた対象範囲を都度明記する必要があります。
- ・ 対象とする組織範囲が事業者全組織ではない場合は、組織範囲がどの程度を網羅しているかについての目安(捕捉率)を開示することが有用です。



環境報告の一般報告原則および環境報告書を作成するうえでの重要な視点は本手引き参考資料 p.85～86 を参照してください。



捕捉率とは、環境負荷の報告対象範囲が全組織のどの程度をカバーするかを示す値です。



捕捉率については、環境報告ガイドライン p.44～45を参照してください。

② 報告対象期間の明確化

環境報告は、少なくとも年1回、定期的に行うことが重要です。環境配慮促進法では、事業年度又は営業年度毎に環境報告書を作成して、公表することを求めています。したがって、環境報告の対象期間は、事業年度又は営業年度の期間と一致させることが基本です。

対象期間に関する留意点は以下の通りです。

- ・ 報告対象期間が事業年度又は営業年度の期間と一致する場合も一致しない場合も、報告対象期間を明記する必要があります。
- ・ 環境負荷の種類等によって報告対象期間が異なる場合は、その点を明記する必要があります。
- ・ 報告対象期間を変更した場合は、影響が大きな数値情報等に、変更による影響を注記します。
- ・ 複数年度にわたって効果を発揮する取組等については、その状況を説明し、報告対象期間に含まれなくても過去の取組等を記載することが有用です。



タイムリーに開示することが適切な重要情報については、ウェブサイト等を活用して、追加的な情報発信をすることも有用です。

(2) 数値情報に関する補足情報について

環境報告書では、記載する数値情報の理解に必要な補足情報を明らかにする必要があります。環境報告ガイドラインでは、こうした補足情報として、①数値情報の集計範囲(バウンダリ)、②数値情報の算定方法等(算定式、係数など)、③第三者による審査等を受けた数値情報、をあげています。

① 数値情報の集計範囲(バウンダリ)

環境報告書では、記載する情報の対象とする組織範囲を明らかにする必要があります。

② 数値情報の算定方法等(算定式、係数など)

空中放出物・水系排出物・廃棄物量等の環境負荷量を算定する場合、測定するデータの種類等により、異なる算定式や係数が用いられる場合があります。また、原単位で環境負荷を管理する場合は、原単位計算の分母となる事業者の活動量を示す情報(生産量、売上高等)が、事業者ごとに異なります。そのため、こうした数値情報の記載にあたっては、算出に用いた算定式、係数、その他の計算要素に関する情報等を、個々に明示する必要があります。

これらの算定方法等の明示には、次の方法が考えられます。



数値情報の集計範囲(バウンダリ)については、本手引き p.8 を参照してください。



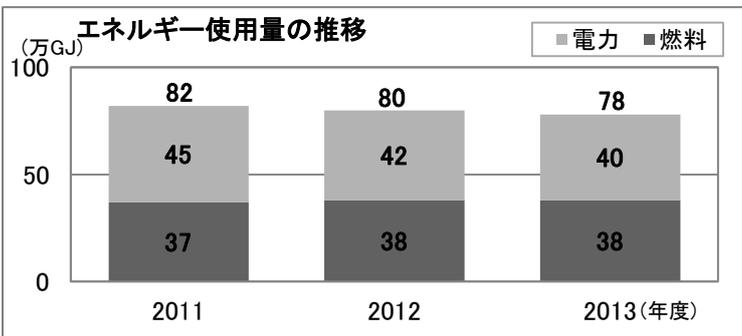
原単位については、本手引き p.36 を参照してください。

- (i)関連する数値情報に併記または関連付けて記載する。
- (ii)「個別の環境課題に関する総括」や巻末等にまとめて記載する。

数値情報の算定方法等は、原則的に全ての数値に対して必要な情報です。環境報告の見やすさ等を勘案し、先に示したいずれかの方法で記載をするかを選択します。

【環境数値情報の算定方法 記載例】

(i)関連する数値情報に併記または関連付けて記載する場合



エネルギー使用量の推移

年度	電力 (万GJ)	燃料 (万GJ)	合計 (万GJ)
2011	45	37	82
2012	42	38	80
2013(年度)	40	38	78

※エネルギー使用量は、 $\Sigma[(\text{電力、燃料油、ガス、地域熱供給の年間使用量}) \times \text{エネルギー毎の熱量換算係数}]$ で計算しています。
 ※エネルギー使用量の熱量換算係数は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)に従っています。

(ii)「個別の環境課題に関する総括」や巻末等にまとめて記載する場合

■ 環境パフォーマンス指標算定基準

数値情報	単位	算定方法
エネルギー使用量	MJ	$\Sigma[(\text{電力、燃料油、ガス、地域熱供給の年間使用量}) \times \text{エネルギー毎の熱量換算係数}^*]$ *1 熱量換算係数(単位発熱量):「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)による
CO ₂ 排出量	t-CO ₂	$\Sigma[(\text{電力、燃料油、ガス、地域熱供給の年間使用量}) \times \text{エネルギー毎のCO}_2\text{換算係数}^*]$ *1 CO ₂ 換算係数:「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver3.4」による
廃棄物総排出量	t	工場・事業所において発生した産業廃棄物量と一般廃棄物量の合計値 最終処分:埋立処分や単純焼却等により処分された廃棄物量 リサイクル:中間処理事業者等により再資源化された廃棄物量



各環境負荷量の具体的な算定方法については、環境報告ガイドライン p.141～148を参照してください。

③ 第三者による審査等を受けた数値情報

環境報告書に記載された数値情報が第三者による審査等を受けたかどうかは、その数値情報の信頼性を高めるうえで重要な情報です。第三者による審査等を受けた数値情報を明らかにするには、審査機関の審査報告書で明示する方法や、第三者による審査を受けた数値に審査済みを表すロゴ・マーク等を表示し、審査を受けた数値であることを明らかにする方法があります。

(3) 公表媒体の明確化

冊子やウェブサイトなど、環境報告書の公表媒体に関しては、利用者の利便性や理解容易性を考慮して、適切に選択する必要があります。また、選択した公表媒体では、環境報告書の内容が一覧的かつ体系的に理解できるように報告することが必要です。

ステークホルダーにとって、ウェブサイトは冊子よりアクセスが容易であると同時に、事業者にとっては更新が容易であることから、最近では多くの事業者が活用しています。ただし、主要な公表媒体としてウェブサイトを活用する場合は、以下の点に留意することが必要です。

- ・ 環境報告へのアクセスが容易であること
- ・ 情報に一覧性があること
- ・ 階層化された情報に規則性があること
- ・ 開示情報の対象範囲や対象期間が明確であること
- ・ 過去情報等が閲覧可能であり、最新の更新日付が明確であること



冊子とウェブサイトの併用のように、複数の媒体を併用する場合は、主要な公表媒体を設定し、そこにそれぞれの位置づけが分かるように説明するとともに、記載した情報の相互参照ができるようにすることが求められます。



公表媒体については、環境報告ガイドライン p.29を参照してください。

3. 環境報告書に係る信頼性向上

事業者に対しては、環境報告書を作成・公表する過程において、環境情報をより有用かつステークホルダーが活用できるものにするために、環境情報の信頼性を向上させる取組が期待されます。

事業者は、環境報告書に係る信頼性向上に取組むことで、組織内の環境リスクを「見える化」でき、対外的には取引先の信頼向上や、環境配慮融資を利用できる等のメリットを享受できます。一方で、環境情報の信頼性が低い場合には、操業に際して環境法令等への違反や取引先からの信用を失う等のリスクが増幅し、不測の損害を生じさせる恐れがあります。したがって、事業者は環境情報の信頼性向上に取組むことによって、これらのリスクの低減に努め、社会や自らの事業への悪影響を回避していくことが望まれます。

こうした考え方にに基づき、環境報告ガイドラインでは、環境報告書に係る信頼性向上の手法として、以下の通り、「I.事業者自らが実施する方策(①～④)」及び「II.事業者以外の第三者が実施する方策(⑤～⑧)」の2つを示しています。事業者は、これらの手法を個別にもしくは組み合わせて実践することによって、環境報告書に係る信頼性を向上させていくことが期待されます。



信頼性向上のための手法の詳細については、「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」(2007年環境省)及び「環境報告書に係る信頼性向上の手引き(第2版)」(2014年環境省)を参照してください。

【環境報告書に記載された環境情報の信頼性向上のための手法の例】

I. 事業者自らが実施する方策

- ① 自己評価の実施
- ② 内部管理の徹底
- ③ 内部監査基準や環境報告書作成基準等の公開
- ④ 社内監査制度等の活用

II. 事業者以外の第三者が実施する方策

- ⑤ 第三者による審査
- ⑥ 第三者による意見
- ⑦ 双方向コミュニケーション手法の組込
- ⑧ NGO/NPO等との連携による環境報告書の作成

は「環境報告書に係る信頼性向上の手引き(第2版)」においてその効果を勘案し特に解説対象とした手法

第2部 環境報告書の記載事項等

ここでは、「環境報告書の記載事項等」に関する告示の項目について解説します。なお、実際に記載する具体的な内容については、本手引きの記載例を参考に事業者が事業と環境との関わり等を考慮し自主的に決定します。

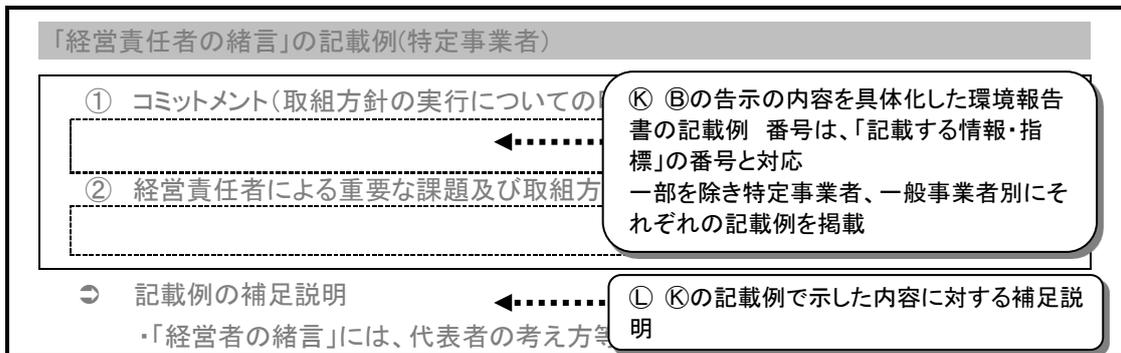
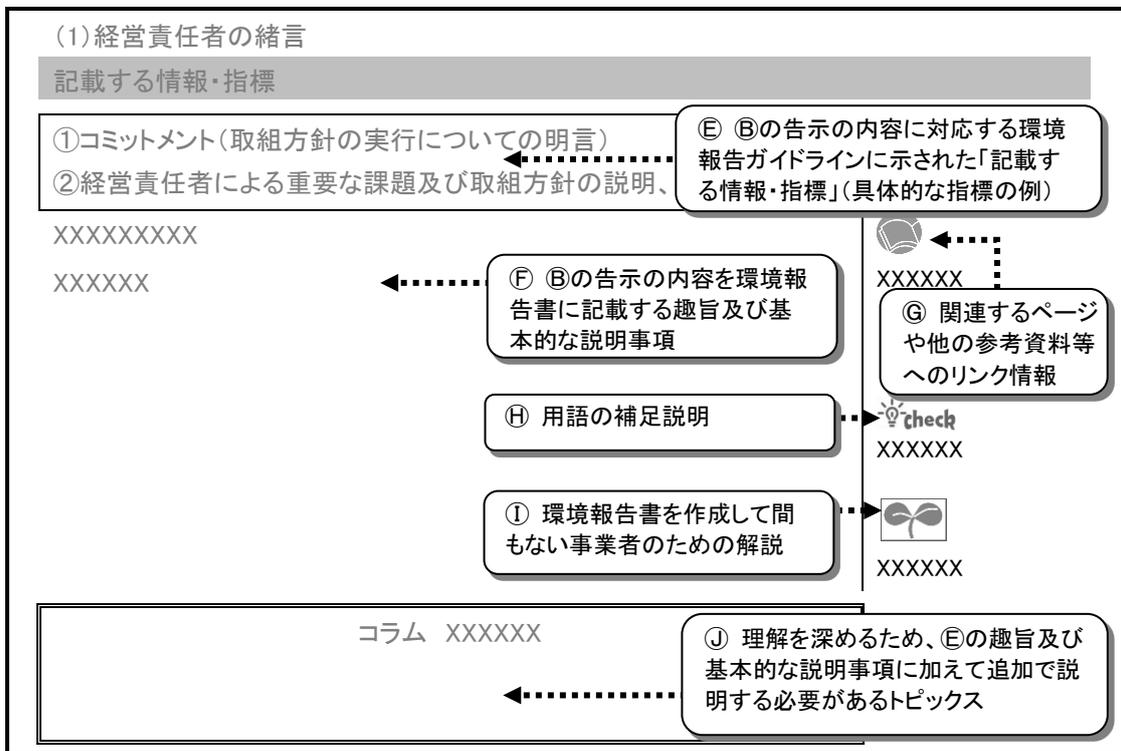
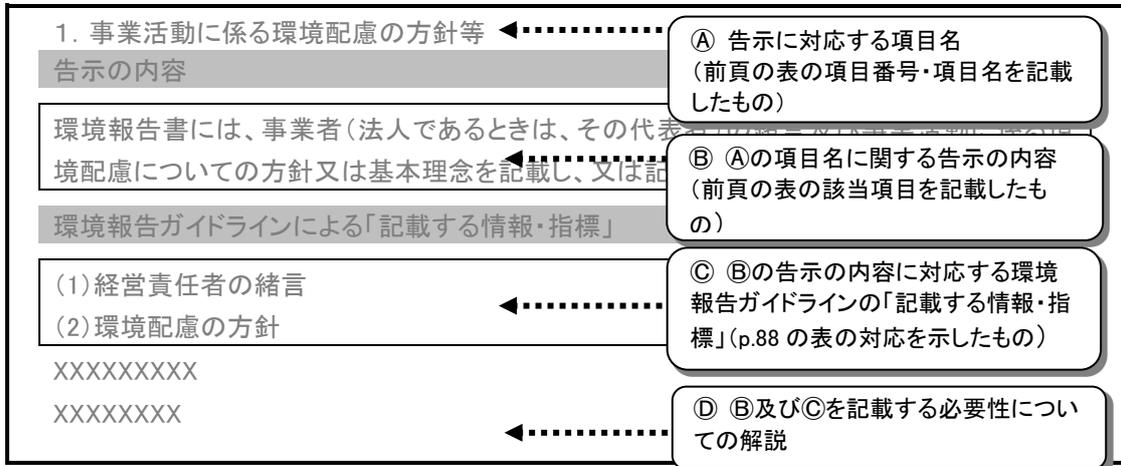
本手引きでは、「環境報告書の記載事項等」に関する告示の項目 1. ～7. (下表)に沿って、各記載事項の基本的な考え方を示したうえで、事業者の環境報告書の記載例を示します。

環境報告書の記載事項等に関する告示の内容

1.事業活動に係る環境配慮の方針等
環境報告書には、事業者(法人であるときは、その代表者)の緒言及び事業活動に係る環境配慮についての方針又は基本理念を記載し、又は記録するものとする。
2.主要な事業内容、対象とする事業年度等
環境報告書には、主要な事業内容及び事業所並びにその記載又は記録の対象とする事業年度又は営業年度及び組織の範囲を記載し、又は記録するものとする。
3.事業活動に係る環境配慮の計画
環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標及び当該目標を達成するために行う取組を定めた計画を記載し、又は記録するものとする。当該計画の記載又は記録に当たっては、数値を用いることが望ましい。
4.事業活動に係る環境配慮の取組の体制等
環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標を達成するために行った取組に係る体制及びその運営方法を記載し、又は記録するものとする。
5.事業活動に係る環境配慮の取組の状況等
環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標を達成するために行った取組の状況及び事業活動に伴う環境への負荷のうち一以上の重要なものの程度を示す数値を記載し、又は記録するものとする。事業活動に伴う環境への負荷のうち一以上の重要なものの決定は、事業者が当該環境への負荷の程度及び環境報告書の利用者にとっての有用性の程度を考慮して行うものとする。
6.製品等に係る環境配慮の情報
環境報告書には、事業者が環境への負荷の低減に資する製品その他の物の製造等又は役務の提供を行ったときは、当該製品その他の物又は役務に係る環境への負荷の低減に関する情報を記載し、又は記録することが望ましい。
7.その他
環境報告書には、環境関係法令に基づく規制について行った対応、その利用者等との間において行った意見交換等の概要を記載し、又は記録することが望ましい。

【第2部の構成】

第2部は、以下の様式に従った記載例により構成されています。



記載例の事業者は、以下を想定しています。

- ・ 特定事業者は、特定事業者の多くを占める大学を想定して記載しています。その他の研究機関等の特定事業者は、本記載を参考にしてください。
- ・ 一般事業者は、製造業を想定して記載しています。
- ・ 項目において、特定事業者と一般事業者で記載内容に大きな差異がない場合は、共通記載例として1例のみ記載しています。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

1. 事業活動に係る環境配慮の方針等

告示の内容

環境報告書には、事業者(法人であるときは、その代表者)の緒言及び事業活動に係る環境配慮についての方針又は基本理念を記載し、又は記録するものとする。

環境報告ガイドラインによる「記載する情報・指標」

- (1) 経営責任者の緒言
- (2) 環境配慮の方針

事業者は、事業活動に関連して実施する環境配慮について、まず、経営トップの考え方を「経営責任者の緒言」として示し、その後に基本方針を「環境配慮の方針」として示します。

環境配慮経営についての考え方や基本方針をまず示すことで、事業者の環境配慮に関する立場を明確にし、それに続く環境報告書の内容に道筋をつけていきます。

(1) 経営責任者の緒言

記載する情報・指標

- ① コミットメント(取組方針の実行についての明言)
- ② 経営責任者による重要な課題及び取組方針の説明、並びに署名

「経営者の緒言」は、事業者の環境配慮経営に対する考え方を経営責任者自らの言葉で記載するとともに、環境配慮経営に全社をあげて取り組むという意思を社会に明言します。この明言は、社会に対するコミットメントとなり、環境配慮経営をより確実なものとする効果があると同時に、社会からコミットメントが実行されているかのチェックを受けていくという点で、環境配慮経営の継続的な改善につながる重要なものです。

「経営者の緒言」は、環境配慮経営の取組の詳細ではなく、事業者の環境配慮経営の方針、重要な課題、取組の現状、将来の目標等を総括的に盛り込むことが求められます。



本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.49 を参照してください。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

「経営責任者の緒言」の記載例(特定事業者)

■ トップメッセージ

本学では、高度専門教育の拠点として、また、地域に開かれた学びの場を提供する拠点として、社会にとって有用な人材を輩出し、研究活動と地域還元を促進しながら、持続可能な社会づくりに向けて貢献することを目指しています。その過程において、今年度は5ヶ年(2013～2017年)の「中期ビジョン」を策定し、今後の活動強化を図っています。

環境に配慮した大学の運営は、学生や教職員が健やかに教育・研究活動を推進するに当たっての基盤になるものです。環境は、「中期ビジョン」の重要なテーマの1つであり、「エネルギー問題への対応」及び「環境科学分野の研究促進」を重点課題として掲げています。

「エネルギー問題への対応」においては、第一にキャンパス等におけるエネルギー使用量の削減、第二に省エネルギーに対する研究・教育の積極的な推進を掲げ、推進しています。

— 中略 —

本環境報告書は、本学での環境配慮の活動を総括し、1年間の成果をまとめたものです。本学にかかわる様々な関係者の皆さまには、本環境報告書を通じて、本学の活動についてのご理解を深めていただければ幸いです。今後とも、皆さまとのコミュニケーションを深め、活動の継続的な改善に繋げるよう、努めてまいります。



代表者 (署名)

「経営責任者の緒言」の記載例(一般事業者)

■ トップメッセージ

当社は、1950年の創立以来、情報通信機器の製品及び部品メーカーとして、最先端の技術の商品化を通じ、国内はもとよりグローバルな市場において、挑戦を続けてきました。

一方で、社会の持続可能な発展は企業にとっての重要な責務であるという認識のもと、1995年に、「社会的に有用で安全な商品・サービスの開発」と「消費者・取引先の満足と信頼の獲得」に加え、「環境配慮経営」を掲げた企業理念を策定しました。

当社では、この企業理念の実現に向けて、2012年度に2013年度から2015年度までの3ヶ年の「第3次中期環境目標」を策定し、目標実現に向け全社的に取り組んでいます。「第3次中期環境目標」では、特に、「地球温暖化問題への対応」を主要課題と位置付け、達成年度である2015年度には、エネルギー使用原単位を2005年度比で15%削減することを目標と決めました。この目標の達成に向けて、省エネ技術の開発や環境マネジメントシステムに基づくPDCAサイクルの推進に努めてまいります。

—中略—

当社は、地球規模で、そして長期的な視点で高品質なエコ・省エネ製品を提供していくことで、地球環境問題への解決に向け貢献していくことを目指しています。また、こうした製品の提供や貢献を通じ、全てのステークホルダーの皆さまから信頼をいただけるよう邁進してまいります。

代表取締役
写真

代表取締役 (署名)

② 記載例の補足説明

- ・ 「経営者の緒言」は、経営トップの考え方等によって大きく内容が異なります。記載例の内容は参考として、各組織の特徴を生かした内容を記載してください。
- ・ 主として、以下の内容を含めて記載します。
 - 組織の主要な課題と目標
 - 報告期間内の主要な出来事や達成事項・未達成事項
 - 取組を実施することに対する明言

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

(2) 環境配慮の方針

記載する情報・指標

① 環境配慮の方針

「環境配慮の方針」は、事業者の環境配慮経営の推進に向けた方向性を明確にするために必要です。

「環境配慮の方針」は、社内に対しては、環境マネジメントシステムの基礎として、環境マネジメントシステムの推進、見直しをする指針であり、社内での環境配慮意識を浸透させるツールとして機能します。同時に、社外に対しては、事業者が取り組む環境配慮経営を説明するものです。



本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.61 を参照してください。

「環境配慮の方針」の記載例(特定事業者)

■ 環境方針

持続可能な社会を実現するために、以下に掲げる活動方針に従って、環境配慮の取組を進めてまいります。

1. 環境に関する先進的な教育と研究を推進し、高い専門性を有する人材の育成を通じて、地球環境問題の解決に貢献します。
2. 環境マネジメントシステムを構築して、環境保全の管理を強化し、継続的に改善します。
3. 大学の運営において、環境関連法令等を遵守するとともに、省エネルギー・省資源推進、化学物質の安全管理、グリーン購入の促進に努めます。
4. 地域の意見を反映しながら、環境に配慮した大学の運営や情報発信を推進し、地域社会の環境保全に貢献します。

2010年4月制定

「環境配慮の方針」の記載例(一般事業者)

■ 環境方針

当社は、事業活動が与える地球環境への影響を認識し、環境に配慮した製品をつくり、持続可能な社会を目指します。

1. 当社製品の設計・開発段階で、ライフサイクルにおける環境に与える影響を調査・評価し、環境に配慮した製品の開発を推進します。
2. 当社の事業活動を行うに当たっては、環境目標を設定し、その達成に努めることで、継続的な環境保全活動を推進します。
3. 環境に関する法規制等を遵守します。また、当社の自主管理規定を定め、環境保全の更なる向上に努めます。
4. 環境保全に関する教育を従業員に行うとともに、お取引先への理解・協力を求めてきます。
5. 本方針は公開し、環境情報の開示を推進します。

2011年4月改訂

➡ 記載例の補足説明

- ・ 各組織の特徴にあわせて制定された環境配慮の方針を記載します。
- ・ 環境配慮の方針の制定・改訂時期を記載することも有用です。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

2. 主要な事業内容、対象とする事業年度等

告示の内容

環境報告書には、主要な事業内容及び事業所並びにその記載又は記録の対象とする事業年度又は営業年度及び組織の範囲を記載し、又は記録するものとする。

環境報告ガイドラインによる「記載する情報・指標」

- (1) 事業の概要
- (2) 対象組織の範囲・対象期間

主要な事業内容、対象とする事業年度等は、環境報告書に記載された環境負荷の状況及び環境配慮の取組等を読み解く背景情報の役割を果たすものです。そのため、環境報告書の冒頭等の理解しやすい個所に記載します。

(1) 事業の概要

記載する情報・指標

① 事業の概要

- ・主たる事業の種類(業種・業態)
- ・従業員数
- ・主要な製品・サービスの内容(事業分野やセグメント等)
- ・業績等

事業の概要と環境報告書に記載された環境負荷の状況及び環境配慮の取組等を関連付けて記載することにより、事業者の事業特性に応じた環境負荷にどのようなものがあるのか、どのような取組が重要なのか等が理解しやすい報告になります。

連結決算対象組織のない特定事業者の場合は、主要な事業所についても記載します。



本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.50 を参照してください。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

「事業の概要」の記載例(特定事業者)

■ 本学の概要

本学は、7 学部、12 研究科・研究院、付属病院、付属図書館等を持つ国立大学法人です。総合大学として、様々な分野における教育・研究活動を実施しています。

- 大学名 国立大学法人 関東総合大学
- 所在地 〒0000-000 東京都文京区一ノ関 1 丁目 2 番 3 号
- 設 立 1960 年 1 月 1 日
- 構成員 教職員 3,826 名 学生 7,998 名 (2014 年 3 月末時点)
[学生内訳:学部 3,956 名、修士 2,431 名、博士 1,231 名、その他 380 名]
- 組 織

組織一覧又は組織図
(組織名の記載)

- キャンパス・施設マップ

地図
(キャンパス・施設名、所在地等の説明)

「事業の概要」の記載例(一般事業者)

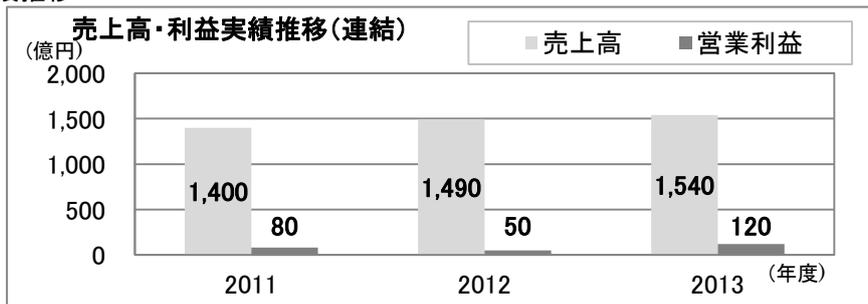
■ 会社概要(2014年3月末時点)

- 商号 エー・ビー・シーテクノロジー株式会社
- 本社所在地 〒0000-000
東京都新宿区二ノ関1丁目2番3号 海山ビル
- 主な事業所 本社、川崎工場、栃木工場、浜松工場、つくばテクニカルセンター
事業所の詳細な一覧は、<http://www.000> を参照ください。
- 設立 1974年4月1日
- 資本金 205億6千万円
- 従業員数 連結 5,138名 単体 2,594名

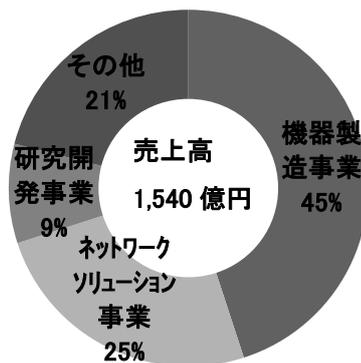
■ 事業概要及び業績(2014年3月期)

- 主要な事業 情報通信機器の製造、販売
ネットワークソリューションの提案、販売
情報通信機器の研究・開発

➢ 業績推移



➢ 部門別売上構成比



➡ 記載例の補足説明

- ・ 事業活動についてより深い理解に繋げるために、上記のような概要の他に、主要な製品やサービスの内容及び研究開発の内容等を紹介するページを別途設けることは有用です。
- ・ 事業の概況を表す指標は様々ありますが、事業規模や業績の動向を示す主要な指標を選定し、記載します。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

(2) 対象組織の範囲・対象期間

記載する情報・指標

- ① 報告対象組織
- ② 報告対象期間
- ③ 報告対象組織及び報告対象期間を変更した場合、その旨

環境報告書に記載された情報を理解するための前提として、報告対象組織や報告対象期間を環境報告書の冒頭等の理解しやすい個所に記載します。

記載項目により対象とする組織の範囲が異なる場合は、項目ごとのその範囲を記載します。報告対象期間が、事業年度と異なる内容がある場合は、その箇所と採用した報告対象期間について補足します。



本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.43 を参照してください。



対象とする組織範囲及び対象期間の設定方法については、本手引き p.8～9 を参照してください。

「対象組織の範囲・対象期間」の記載例(特定事業者)

■ 環境報告書の対象範囲

- ▶ 対象組織 環境負荷データ:東京北キャンパス、千葉キャンパス
環境配慮の取組に関する記載事項:研究施設等を含む全学
- ▶ 対象期間 2013年度(2013年4月1日～2014年3月31日)。一部の取組は、2014年度の活動も含まれます。その場合は、報告書記事中に明記しています。

「対象組織の範囲・対象期間」の記載例(一般事業者)

■ 環境報告書の編集方針

- ▶ 対象組織 国内関係会社 12社、海外関係会社 21社
環境負荷データについては、エネルギー投入量及び温室効果ガス排出量を除き国内関係会社のみを対象としています。
- ▶ 対象期間 2013年4月1日～2014年3月31日
継続的な活動等については、対象期間外を対象とする場合がありますが、その場合は対象時期を明記しています。
- ▶ 参考としたガイドライン
環境報告ガイドライン 2012年版(環境省)
- ▶ 発行日 2014年9月10日
- ▶ 次回の発行予定 2015年9月
- ▶ 本報告書の作成部署及びお問い合わせ先
エー・ビー・シーテクノロジー株式会社 環境安全部
TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000
E-mail ○○○@○○○.co.jp

② 記載例の補足説明

- ・ 対象組織の範囲や対象期間は、環境報告書の作成に係る「編集方針」の中に記載することも可能です。
- ・ 環境報告書の作成に当たって参考としたガイドラインがある場合は、正式名称と発行者を記載します。
- ・ 環境報告書の発行日と次回の発行予定を記載します。環境報告書の発行サイクルを定めている場合は、該当する発行サイクルについて記載します。
- ・ 環境報告書の作成担当部署への連絡先(e-mailアドレス、電話番号等)を記載します。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

3. 事業活動に係る環境配慮の計画

告示の内容

環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標及び当該目標を達成するために行う取組を定めた計画を記載し、又は記録するものとする。当該計画の記載又は記録に当たっては、数値を用いることが望ましい。

環境報告ガイドラインによる「記載する情報・指標」

- ① 重要な課題(環境への影響等との関連を含む)
- ② 環境配慮のビジョン、事業戦略及び計画
- ③ その他、関連して記載する事項

- ・主要な環境配慮型の製品・サービスの内容(事業分野等)
- ・規制動向等の背景情報
- ・事業機会とリスクの内容と事業活動への影響
- ・想定期間と将来見通し

事業活動に係る環境配慮の計画は、環境配慮経営がどのように実行されているかを明らかにするものです。具体的には、事業活動に係る重要な課題を特定し、特定された課題に対して、環境方針に従った目標と計画を記載します。

事業活動に係る重要な課題は、事業活動に伴って発生する環境負荷を低減するために、事業者が優先的に取り組もうと特定した環境配慮上のテーマです。事業活動を継続するうえで、何が重要な環境配慮の活動なのかを、優先順位をつけて示すことでより理解しやすい説明になります。

特定された主要な課題に対する目標や具体的な行動は、一覧で総括的に記載します。また、主要な課題や目標、計画の詳細情報については、参照ページを併記します。

目標やその記録(実績)は、取組の達成状況が分かるように、可能な限り客観的な数値情報を示すことが求められます。



本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.62～63を参照してください。

「事業活動に係る環境配慮の計画」の記載例(特定事業者)

- ① 重要な課題(環境への影響等との関連を含む)
 ③ その他、関連して記載する事項

■ 重点課題の検討

環境委員会では毎年、重点的に取り組む環境課題を選定し、年度目標及び実施計画を設定して、環境配慮の取組を推進しています。2013年度は、本学から排出する大きな環境負荷を洗い出し、中期ビジョンの方針と整合を図った結果で、地球温暖化と資源循環の課題に焦点をあて、重点課題と設定しました。

■ 教育機関としての責務

また環境負荷とは別の観点から、教育・研究の場として環境に対して大学が担う役割を検討した結果、環境教育及び研究を充実させていくことも本学にとって重要な責務であると認識しています。

- ② 環境配慮のビジョン、事業戦略及び計画

■ 環境目標と2013年度の主な活動

重点課題に関して設定した2013年度の目標及び取組計画は以下の通りです。設定した全ての目標に対して予定通り計画を実行することができ、結果として目標を達成することができました。今後も引き続き、計画の着実な実施による目標の達成を目指していきます。

重点課題	2013年度目標	2013年度取組計画	2013年度実績	評価	参照頁
地球温暖化	温室効果ガス排出量の前年度比2%削減	・高効率な空調設備導入 ・省エネ月間の実施	・温室効果ガス排出量前年度比2.5%削減	○	p.●
	再生可能エネルギーの導入	・太陽光発電設備の導入	・太陽光発電の導入(千葉キャンパス研究実験棟、附属病院)	○	p.●
資源循環	廃棄物総排出量の前年度比1%削減	・印刷物の電子化の促進 ・再利用ボックスの導入 ・大学祭での廃棄物削減の取組強化	・廃棄物総排出量前年度比2%削減	○	p.●

[評価] ○:目標を達成した △:未達成ではあるが良好な改善傾向にある ×:取組が不十分である

◎ 記載例の補足説明

- ・ 重要な課題は、事業者を取り巻く規制や環境の動向と関連付けて記載します。
- ・ 事業戦略及び計画は、重要な課題や環境配慮のビジョンと関連付けて記載します。当年度の目標に対して、実施を計画していた取組、及び実績を表形式で報告することで、理解しやすい記載となります。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

「事業活動に係る環境配慮の計画」の記載例(一般事業者)

- ① 重要な課題(環境への影響等との関連を含む)
 ③ その他、関連して記載する事項

■ 重要な環境課題の検討と目標設定

環境委員会では、2012年度に「第3次中期環境目標」(2013年度～2015年度)を策定し、PDCAサイクルを着実に回すことによって、環境配慮経営を推進してきました。

第3次中期環境目標策定においては、「第2次中期環境目標」(2010年～2012年度)における枠組みを見直し、中期目標に設定すべき重要な環境課題を再検討しました。当社の環境方針と環境負荷の状況からの視点に加え、工場周辺地域の皆さまやビジネスパートナーからのご意見等を反映し、重要な環境課題を抽出しました。その結果、これまでも掲げていた地球温暖化対策と廃棄物対策に加え、環境安全対策における取組を強化することとしました。

海外のグループ関連会社については、エネルギー及び温室効果ガスに関してグループ全体の目標を設定しています。今後は、他の重要な環境課題についてもグループ全体で統一した環境目標が設定できることを目指していきます。

- ② 環境配慮のビジョン、事業戦略及び計画

■ 第3次中期環境目標と2013年度の実績

当社の2013年度の実績と、「第3次中期環境目標」は次の表に示す通りです。

概ね目標を達成しましたが、環境事故が1件発生しており、未達成の項目がありました。発生した環境事故は、落雷による洗浄液の貯蔵タンクの破損でしたが、貯蔵液が土壌に漏出することはなく、周辺環境に深刻な影響を及ぼすことはありませんでした。

重要な環境課題	第3次中期環境目標	2013年度目標	2013年度実績	評価	参照頁
地球温暖化	国内外の工場のエネルギー使用原単位を2005年度比15%削減	2005年度比10%削減	2005年度比10.5%削減	○	p.●
	グループ全体の温室効果ガス排出総量を2010年度比15%削減	2010年度比12%削減	2010年度比13%削減	○	p.●
廃棄物	国内廃棄物排出量を2005年度比10%削減	2005年度比8%	2005年度比8.5%	○	p.●
環境安全	国内における環境事故ゼロ	環境事故ゼロ	1件の環境事故発生	△	p.●

[評価] ○:目標を達成した △:未達成ではあるが良好な改善傾向にある ×:取組が不十分である

◎ 記載例の補足説明

- ・ 上記の例では中期目標と当年度の目標及び実績までの記載するにとどまっていますが、より深い理解に繋げるために、当年度の具体的な実施事項や次年度の目標もあわせて記載することは有用です。

4. 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等

告示の内容

環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標を達成するために行った取組に係る体制及びその運営方法を記載し、又は記録するものとする。

環境報告ガイドラインによる「記載する情報・指標」

- ① 環境配慮経営を実行するための組織体制
 - ・委員会等の役割
 - ・最高責任者
 - ・責任と権限の状況(承認手続き、社内規程の遵守、監視体制等)
- ② 全社的な経営組織における位置付け
- ③ 環境マネジメントシステム(EMS)の構築及び運用状況
- ④ 環境報告の信頼性に係る内部統制(情報チェックの社内体制等)

事業活動に係る環境配慮の取組の体制等は、どのような経営組織がそのような取組をどのような範囲で実施しているかについて、全体像を説明することで利用者の理解を促すものです。特に、全社的な経営組織の中での位置付けが分かるよう記載します。

環境配慮経営を実行する組織体制の運営方法として、ISO14001 やエコアクション 21 等の認証の有無に関わらず、具体的に責任や役割を定め、記載することで、目標達成のための取組を確実に実行する様子が分かります。



本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.64～66を参照してください。



環境報告の信頼性に係る内部統制については、「環境報告書に係る信頼性向上の手引き(第2版)」(2014年環境省)を参照してください。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

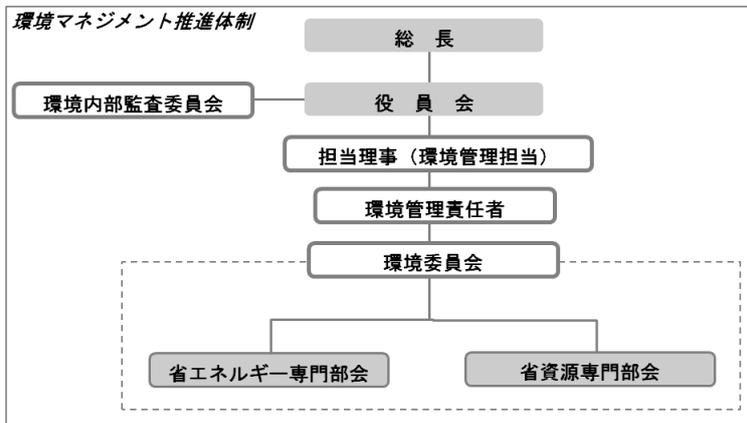
「事業活動に係る環境配慮の取組の体制等」の記載例(特定事業者)

- ① 環境配慮経営を実行するための組織体制
- ② 全社的な経営組織における位置付け
- ③ 環境マネジメントシステム(EMS)の構築及び運用状況

■ 環境マネジメントシステムの状況

本学では、環境配慮に向けた取組を確実に実施するために、以下のような体制で環境マネジメントシステムを構築し、運用しています。本組織は、教職員、事務職員等で構成されています。

環境委員会は、学内の環境配慮に関する様々な問題に対して、組織横断的に推進する役割を担っています。具体的には、環境の目標及び計画の立案、当年度の計画に対する進捗状況の確認、発生した問題への対策の検討、環境報告書の作成等を実施しています。また、継続的な改善取組が特に必要と考えられる省エネルギー及び省資源の問題に対しては、環境委員会の中に専門部会を設置して定期的に議論をしています。



○ 大学祭での「学生環境 ISO 事務局」の活動

本学では、学生への環境意識の啓発活動と学生による環境マネジメントへの関与の取組として、大学祭実施に当たって、「学生環境 ISO 事務局」を設置し、環境に配慮した大学祭の運営を行っています。

- ④ 環境報告の信頼性に係る内部統制(情報チェックの社内体制等)

■ 環境内部監査の実施

本学では、環境委員会の実施状況、各種報告資料の管理状況、環境情報の集計状況等に関する内部監査を毎年 1 回実施しています。内部監査は、定められたチェックリストに基づき、環境内部監査委員会より指名された監査人が実施しています。

2013 年度は、内部監査の結果重大な指摘事項はありませんでした。

◎ 記載例の補足説明

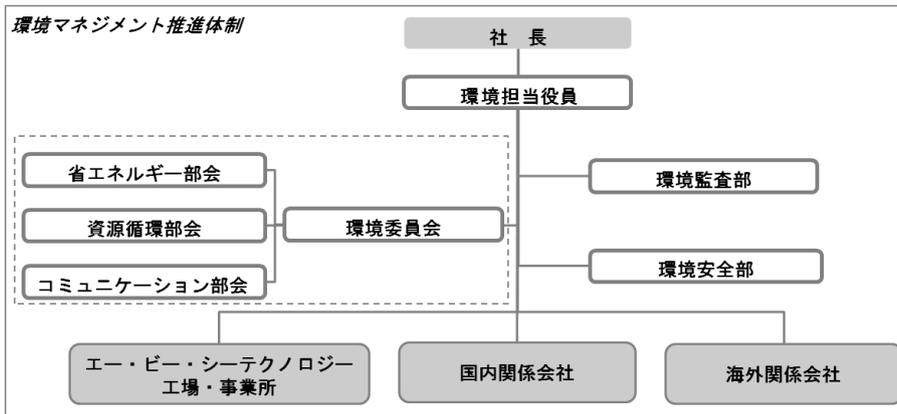
- ・ 組織体制は、全体での位置付けが分かるよう、図示して記載します。
- ・ 「環境報告の信頼性に係る内部統制」として自己評価の実施や環境マネジメントシステムでの内部監査、監査役等による監査等の手続の内容と実施状況を記載します。

「事業活動に係る環境配慮の取組の体制等」の記載例(一般事業者)

- ① 環境配慮経営を実行するための組織体制
- ② 全社的な経営組織における位置付け

■ 環境マネジメントシステム(EMS)の状況

当社では、環境マネジメント体制を組織し、環境への取組を着実に推進しています。環境委員会には、国内及び海外の関係会社を統括するメンバーが加わり、グループ横断的な組織として機能しています。環境委員会は2ヶ月毎に開催しており、環境の中期目標及び単年度目標の立案を行い、進捗状況を管理して、環境担当役員に報告しています。



- ③ 環境マネジメントシステム(EMS)の構築及び運用状況

■ ISO14001 認証取得状況

当社では、製造の主要3拠点において、ISO14001の認証を取得しています。全事業所を含めた統合認証を2015年度に取得することを目指し、準備を進めています。また、海外関係会社においても、製造拠点を中心に、ISO14001の認証取得を進めています。

○ISO14001の認証取得状況

拠点名	ISO14001 認証取得時期
川崎工場	2003年8月
栃木工場	2007年4月
浜松工場	2007年9月

- ④ 環境報告の信頼性に係る内部統制(情報チェックの社内体制等)

■ 環境内部監査の実施

当社では、全ての製造拠点及び研究開発拠点を対象に環境内部監査を毎年実施しています。内部監査員は、指定された研修を受け監査人としての基準を満たした従業員が任命されます。また、ISO14001を取得している拠点では外部審査も受けています。2013年度は、重大な指摘事項はありませんでしたが、軽微な指摘事項合計4件ありました。指摘事項については、是正措置を図り、環境マネジメントシステムの強化に取り組んでいます。

◎ 記載例の補足説明

- ・ 特定事業者の記載例の補足説明(本手引きp.32)を参照してください。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

5. 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等

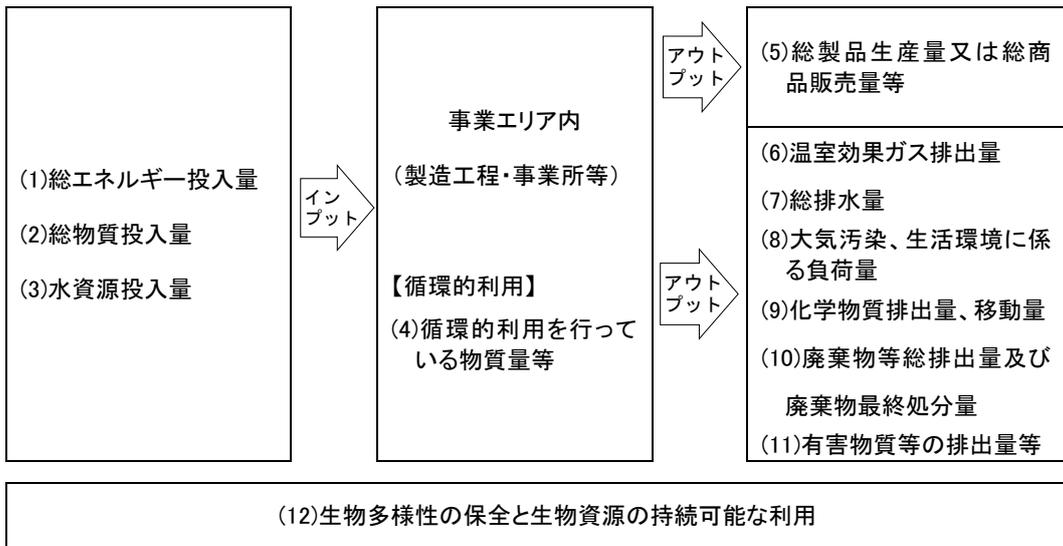
告示の内容

環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標を達成するために行った取組の状況及び事業活動に伴う環境への負荷のうち一以上の重要なものの程度を示す数値を記載し、又は記録するものとする。事業活動に伴う環境への負荷のうち一以上の重要なものの決定は、事業者が当該環境への負荷の程度及び環境報告書の利用者にとっての有用性の程度を考慮して行うものとする。

環境報告ガイドラインによる「記載する情報・指標」

- (1) 総エネルギー投入量及びその低減対策
- (2) 総物質投入量及びその低減対策
- (3) 水資源投入量及びその低減対策
- (4) 資源等の循環的利用の状況(事業エリア内)
- (5) 総製品生産量又は総商品販売量等
- (6) 温室効果ガスの排出量及びその低減対策
- (7) 総排水量及びその低減対策
- (8) 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策
- (9) 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策
- (10) 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策
- (11) 有害物質等の漏出量及びその防止対策
- (12) 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況

【環境負荷に係る資源インプット・生産物アウトプットのイメージ】



告示が示す「事業活動に係る環境配慮についての目標を達成するために行った取組の状況及び事業活動に伴う環境への負荷のうち一以上の重要なものの程度を示す数値」には、一般的に上記の(1)～(12)の指標が含まれます。この「一以上の重要なものの程度を示す数値」の全体像は、前頁のような資源インプット・生産物アウトプットの図で示すことにより、事業活動全体を通じた環境負荷の状況を利用者にわかりやすく伝えられます。

また、「環境報告書の利用者にとっての有用性の程度」を考慮して、上記の(1)～(12)以外に重要な情報があれば追加し、事業者にとって該当しない情報があれば、上記の(1)～(12)から削除することも可能です。

こうした数値以外に、具体的な取組内容についても、どのような情報が利用者にとって有用な情報であるかを考慮して、取捨選択し報告します。また、事業活動の実情に応じて、具体的な取組内容を、イラスト、写真等を使用するなどの創意工夫を凝らして報告をすることで、環境報告書の記載内容を充実させていくことが望まれます。



資源インプット・生産物アウトプットの全体を示すフロー図の詳細については、環境報告ガイドラインの p.58～59 を参照してください。



資源インプット・生産物アウトプットの質量均衡はマテリアルバランスと呼ばれ、前頁のような資源インプット・生産物アウトプットの流れをまとめた図はマテリアルフロー図と呼ばれます。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

(1) 総エネルギー投入量及びその低減対策

記載する情報・指標

- ① 総エネルギー投入量の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等
- ② 総量による数値情報

・総エネルギー投入量(ジュール)
- ③ 数値情報に関する補足情報(本手引き p.9~11 参照)

化石燃料の使用によって、地球温暖化の要因となる温室効果ガスが排出されます。温室効果ガス排出量の削減のためには、エネルギーを効率的に使用することや、エネルギー源を化石燃料から風力や太陽光等、温室効果ガス排出の少ない新エネルギー源へ転換することが大切です。エネルギー使用量の抑制と、再生可能エネルギーの一層の普及促進とは、地球温暖化防止をけん引する両輪です。

従って、総エネルギー投入量(事業活動におけるエネルギー使用量)を燃料ごとに正確に把握し、エネルギーのベストミックスを目指していくことは、事業者にとって重要となります。

燃料は、種類により計測単位が異なるため、把握した総エネルギー投入量は、燃料ごとにジュール(J)に換算し、合計値を記載します。ただし、自然由来の再生可能エネルギー投入量については、資源枯渇リスクが僅少であることから、その他の燃料とは区分して記載します。



本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.86~87を参照してください。



原単位は、事業者の活動量(売上高、生産量、在籍者数等)あたりの環境負荷量を示すものです。環境負荷量が総量の場合、事業活動の増減により変動するため、環境効率の良否が必ずしも分かりません。そのため、環境効率の良否をみるためには原単位が有効です。

「総エネルギー投入量及びその低減対策」の記載例(特定事業者)

① 総エネルギー投入量の低減策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等

■ エネルギー使用量の削減

本学では、中期ビジョンで掲げた「エネルギー問題への対応」を確実に実行することを目指し、2000年度に環境委員会の下部組織として、省エネルギー専門部会を設置し、温室効果ガス排出量の目標を設定するとともに、省エネルギー活動によるエネルギー使用量の削減に向けた活動(設備投資や省エネ意識の普及促進活動)を行ってきました。2013年度は、省エネタイプ空調設備の全キャンパスへの設置が完了したこともあり、総エネルギー使用量は前年度より2.5%削減しました。

<2013年度の主な取組>

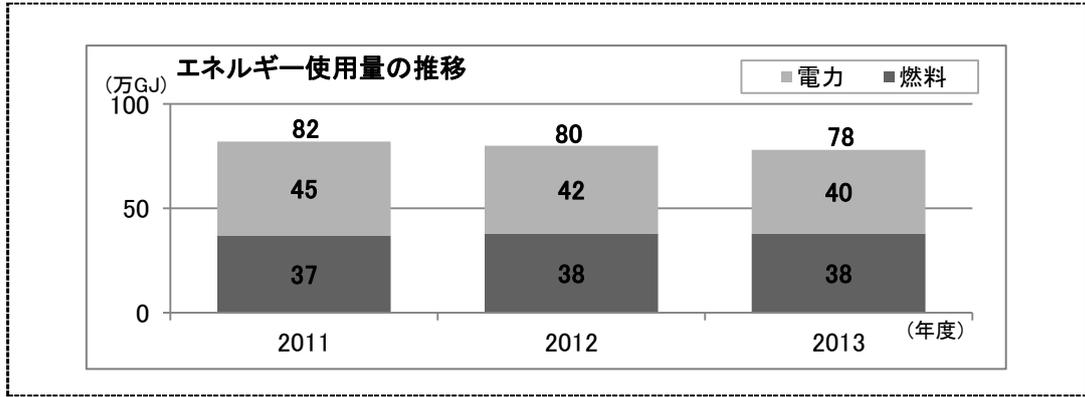
○空調設備の効率化

2013年度は2010年度より開始した省エネタイプ空調設備の全キャンパスへの設置が完了しました。老朽化が進んだ空調設備をインバーターエアコンに更新することで、電力消費が抑制されるようになりました。

○「省エネ月間」の実施

夏季休暇が明け本格的に大学での活動が再開される9月を「省エネ月間」とし、教員・学生・事務職員を対象に省エネ意識の普及に向けた啓発活動を実施しました。残暑が厳しい中ではありましたが、冷房の設定温度は原則 28℃とし、退室時及び昼休みの消灯を徹底しました。また、夜間の見回りを強化し、教室や廊下で不要な照明及び空調が使用されていないかのチェックを行いました。

② 総量による数値情報



☞ 記載例の補足説明

- ・ 上記の「②総量による数値情報」の例では、エネルギー使用量の総量で記載していますが、燃料ごとの内訳を示すことも可能です。エネルギー種別の内訳表示については、環境負荷に係る資源インプット・生産物アウトプットの全体を示すフロー図(本手引きp.34の図参照)の中で、総エネルギー投入量の内訳を記載します。

- 環境配慮の方針等
- 主要な事業内容、対象とする事業年度等
- 環境配慮の計画
- 環境配慮の取組の体制等
- 環境配慮の取組の状況等
- 製品等に係る環境配慮の情報
- その他

「総エネルギー投入量及びその低減対策」の記載例(一般事業者)

① 総エネルギー投入量の低減策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等

■ エネルギー使用量の抑制

「2015年度までに、国内外の工場におけるエネルギー使用原単位を2005年度比で15%削減する」という第3次中期環境目標達成に向け、省エネルギー部会で検討した施策に沿って様々な取組を行っています。

当社は、エネルギー使用量が多い国内外の主要工場で、使用電力の予測と実績の対比をし、無駄な電力使用量を削減するため、「使用電力の見える化」活動を実施しています。各工場の環境管理者は、毎月生産計画に基づく電力使用予測及び実績を記録し、使用電力の分析を行っています。その結果、トラブルが発生しやすいプロセスや、老朽設備が明らかになり、これらに対策を講じました。この結果、グループ全体でのエネルギー使用量(総量)は、生産量の増加にともない3%増加しましたが、電力使用原単位で見ると、2005年度比で10.5%減少し、エネルギーの効率的使用の成果が出ました。今後も無駄なエネルギー使用を排除し、エネルギー使用原単位の向上に努めます。

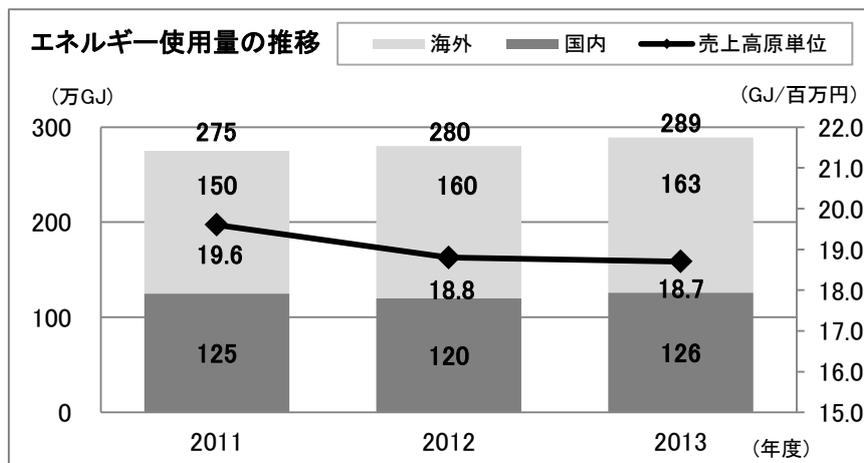
○2013年度の実績と2014年度の目標(国内外の工場)

2013年度の実績	⇒	2014年度の目標
エネルギー使用原単位 2005年度比 10.5%削減		エネルギー使用原単位 2005年度比 12%削減

■ 環境負荷の少ないエネルギーへの転換

地球温暖化対策の観点から、当社では化石燃料から、再生可能エネルギーへの転換を積極的に推進しています。2014年度には、浜松工場にて木質バイオマスボイラーの新設工事を開始します。運転開始は2015年中旬を予定しています。

② 総量による数値情報



② 記載例の補足説明

- ・ 国内・海外別の内訳は、海外拠点が存在し、総使用量が把握できる場合に記載します。国内と海外では、環境マネジメントシステムのレベルに差異があることが考えられるため、国内外の内訳は重要です。
- ・ 総エネルギー投入量と温室効果ガス排出量は、関係が強いため、「地球温暖化」や「気候変動」等の取組課題として、相互に関連付けて記載すると理解しやすい報告になります。
- ・ 前頁の「①総エネルギー投入量の低減策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等」の例では、対象範囲を「国内外の工場」としています。ただし、目標対象範囲を設定する際は、可能であればグループ全体を含めることが望ましいです。
- ・ 前頁の「総量による数値情報」の例では、エネルギー使用量(GJ単位)の総量を記載していますが、エネルギー種別に内訳(燃料ごとの単位)を示すことも可能です。エネルギー種別の内訳表示については、資源インプット・生産物アウトプットの全体を示すフロー図(本手引きp.34の図参照)の中で、総エネルギー投入量の内訳として記載します。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

(2) 総物質投入量及びその低減対策

記載する情報・指標

- ① 総物質投入量(又は主要な原材料等の購入量、容器包装材を含む)の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等
- ② 総量・原単位による数値情報
 - ・総物質投入量(トン又はその他の単位)
 - ・総物質投入量の内訳(業種や事業特性に応じたもの)
 - ・総物質投入量の原単位
- ③ 数値情報に関する補足情報(本手引き p. 9~11 参照)

総物質投入量は、エネルギー及び水を除く資源で、事業活動に直接投入された物質の総量を指します。天然資源の枯渇が進むなか、資源の消費抑制と資源の循環利用を促進し、循環型社会を形成するうえで、総物質投入量は重要な指標です。製品のライフサイクルや生産性向上の観点からもインプットの量を把握することは有用です。

物質の種類には、天然資源投入量や、部材の購入量(仕入量)、化学物質の投入量等様々であるため、可能な限り内訳を示します。また、種類により計測単位が異なります。把握した総物質投入量は基本的にトン(t)に換算し、合計値を記載します。なお、循環的利用がなされている物質は含めません。

また、売上高や生産量を用いた原単位や、物質投入量における再生資源の割合(循環利用率等)を記載することも、循環型社会の観点から有用です。

 本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.88~90を参照してください。

 循環的利用の詳細については、本手引き p.45~47を参照してください。

コラム 天然資源の利用について

事業活動に投入される総物質のうち、特に天然資源についてはその利用に制約やリスクが存在することがあり、利用の多い業種では利用削減への取組や循環的利用等について記載することが望まれます。

○天然資源に関する業種別の課題(例)

資源	関連の深い業種	主な環境の課題
鉱物	鉱業	・採掘地域の生態系の破壊 ・資源の枯渇 ・採掘副産物からの有害物質、水質影響
漁業資源	食品業、小売業	・資源の枯渇 ・生態系破壊
パーム油	化学工業、食品業	・生態系破壊(森林伐採、農業被害)
木材	建設業、製紙工業	・生態系破壊(森林伐採)

「総物質投入量及びその低減対策」の記載例(共通)

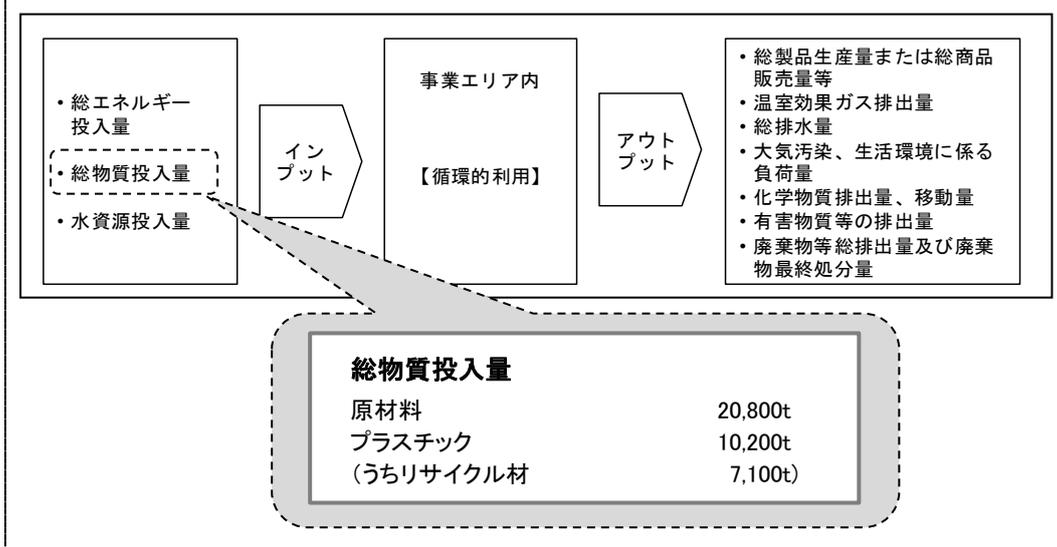
① 総物質投入量(又は主要な原材料等の購入量、容器包装材を含む)の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等

■ 主要な原材料の削減

2013年度は、情報通信機器製品の製造のため、約20,800tの原材料を使用しました。そのうち、主要な原材料であるプラスチックが約50%を占めています。当社では、プラスチックの有効活用に向けた取組として、2010年度より、プラスチックのリサイクル材への移行をはじめめています。

リサイクル材への移行を確実に進めていくため、2014年度までに、原材料として使用するプラスチック量の80%をリサイクル材にする2010年度に目標設定しました。これに対し2013年度は、リサイクル材への移行が順調に進み70%の割合を達成しました。今後は、プラスチック以外の原材料の再生利用の原材料の検討していく予定です。

② 総量・原単位による数値情報



③ 記載例の補足説明

- ・ 一般的には、資源インプット・生産物アウトプットの全体を示すフロー図(p.34の図参照)において、総物質投入量の内訳等を記載します。
- ・ 総物質投入量の単位はトン(t)で表しますが、トン(t)での開示が難しい場合は、それぞれの物質に適した単位(kl、個数、金額等)で表します。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

(3) 水資源投入量及びその低減対策

記載する情報・指標

- ① 水資源投入量の低減に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等
- ② 総量・原単位による数値情報
 - ・水資源投入量 (m³)
 - ・水資源投入量の原単位
- ③ 数値情報に関する補足情報(本手引き p. 9~11 参照)

地球温暖化や、経済成長に伴う食生活の変化等により、水資源の欠乏が世界的な課題となって現れてきています。これに伴い、事業活動における水資源の使用に関する情報の必要性は高まりつつあります。

特に、水資源の投入量が多い事業者や水資源の貴重な地域で取水をしている事業者は、水資源投入量の内訳を示し、水資源投入量の低減に向けた方針や目標についても記載します。また、水資源はその地域に与える影響が異なるため、水資源の投入量について、地域別に使用量と水の種類(上水、井水、雨水等)を記載することは有効です。



本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.91 を参照してください。

「水資源投入量及びその低減対策」の記載例(特定事業者)

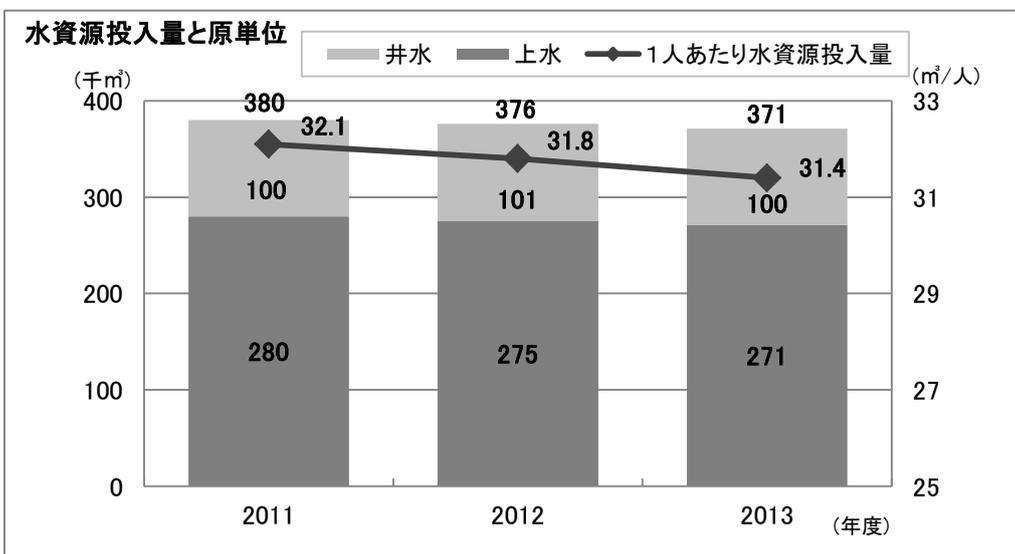
① 水資源投入量の低減に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等

■ 水資源投入量の削減

本学では、水資源投入量及び排水量の低減対策として、2015年度までに全学のトイレに擬音装置を設置することを掲げています。2013年度は、計画どおり、千葉キャンパスの全トイレに擬音装置を設置しました。今後も、計画を着実に実施すべく、引き続き擬音装置の設置を進めます。

2013年度の水資源投入量は、これらの設備投資に加え、6月に実施した「節水キャンペーン」等の施策を実施したことにより、前年度より1%削減しました。

② 総量・原単位による数値情報



③ 記載例の補足説明

- ・ 建物の床面積当たりの水資源投入量等の原単位が分かる場合は、記載します。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

環境配慮に係る製品等に関する環境配慮の情報

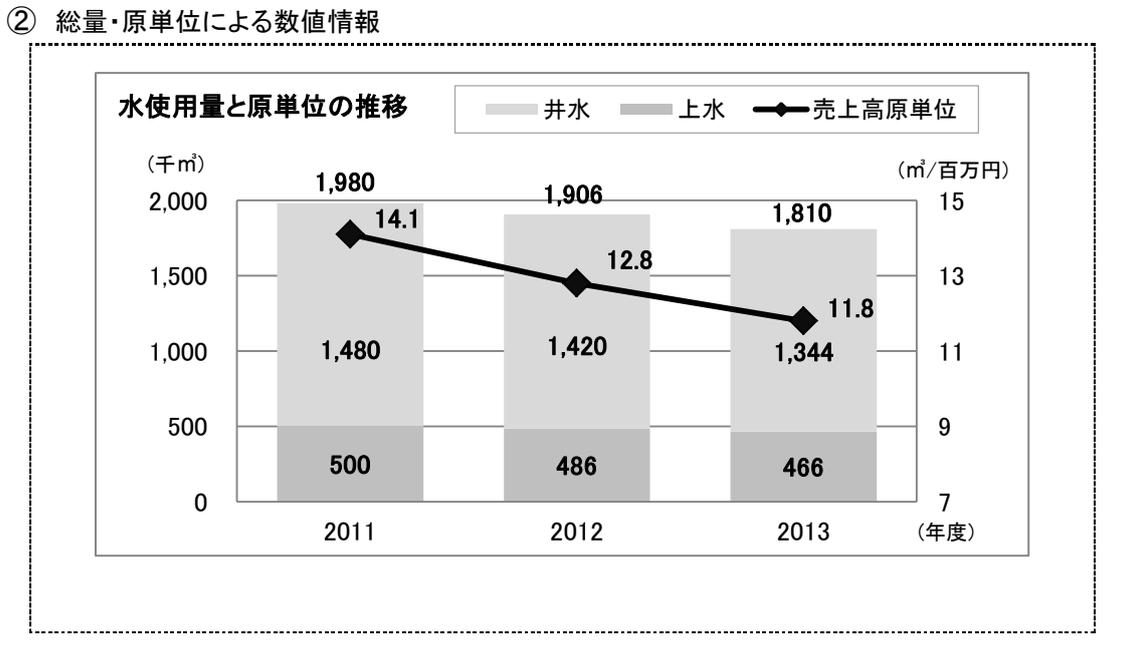
その他

「水資源投入量及びその低減対策」の記載例(一般事業者)

① 水資源投入量の低減に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等

■ 水資源投入量の削減

当社では、水資源投入量及び排水量の低減対策として、製造工程における水資源投入量の削減、水の再利用及び循環利用を推進しています。2013年度は、主要3工場の製造工程の見直しにより 50 千 m^3 の水資源投入量削減を実現しました。また、川崎工場では、水循環利用設備を導入したことにもない、水資源投入量を 10 千 m^3 削減しました。これらの施策により、2013年度の総水資源投入量は前年度より 5%削減し、売上高原単位では前年度より 7.8%改善しました。2014年度は、工場内循環的利用を徹底し、売上高使用原単位を前年度比 3%改善していくことを目指します。



- ➡ 記載例の補足説明
- ・ 特定事業者の記載例の補足説明(本手引きp.43)を参照してください。

(4) 資源等の循環的利用の状況(事業エリア内)

記載する情報・指標

- ① 物質の循環的利用に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等
- ② 総量・原単位による数値情報
 - ・事業エリア内での物質の循環的利用量(トン又はその他の単位)
 - ・事業エリア内での水の循環的利用量(m³)
- ③ 数値情報に関する補足情報(本手引き p. 9~11 参照)

資源の消費を抑制するために資源の循環的利用(再利用、リサイクル)を促進していくことは、循環型社会の形成を目指すうえで重要です。特に枯渇性天然資源について、事業エリア内での資源の循環的な利用量を、記載することが有用です。

また、水資源についても、利用の効率化を進めることが求められており(本手引き p.42~44を参照)、事業エリア外のみならず事業エリア内での循環的利用率を高める必要があります。そのための取組としては、例えば、事業所エリア内で処理して循環的利用する中水の利用があります。



本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.92 を参照してください。



循環利用が求められる資源等には、水資源等他に、金属やプラスチック等の循環的利用、再生紙等を記載します。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

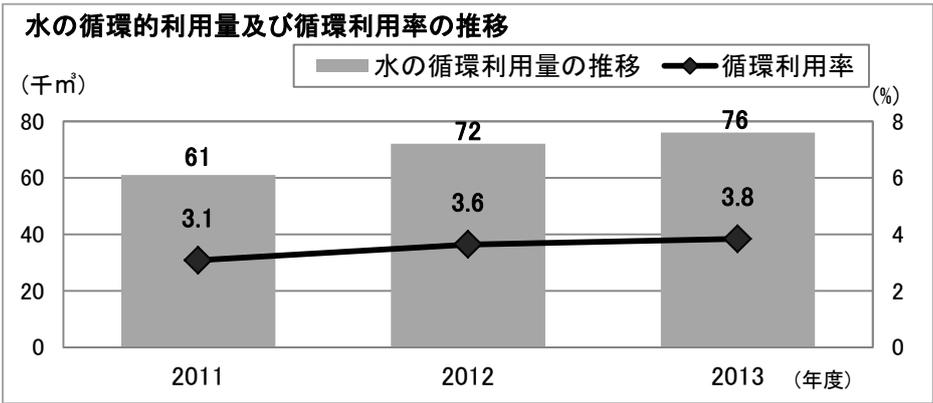
「資源等の循環的利用の状況(事業エリア内)」の記載例(特定事業者)

① 物質の循環的利用に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等

■ 水の循環的利用

本学では、水資源投入量の削減を目指し、水の循環的利用を推進しています。東京北キャンパスでは、排水及び雨水をトイレの洗浄水として利用する設備を2011年度に設置しました。2013年度は、76千m³を再利用水として使用しました。

② 総量・原単位による数値情報



➡ 記載例の補足説明

- ・ 水の循環的利用量が分かる場合は、循環利用率をあわせて記載すると理解しやすい説明になります。

「資源等の循環的利用の状況(事業エリア内)」の記載例(一般事業者)

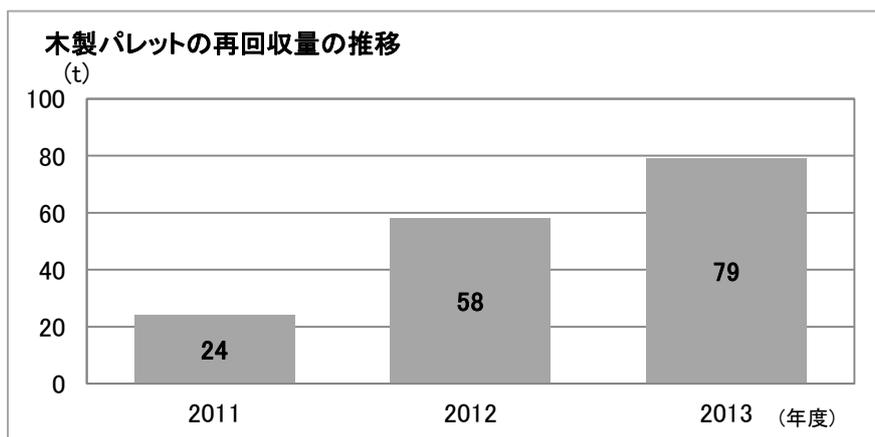
① 物質の循環的利用に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等

■ 工場内での資源の有効活用

当社では、廃棄物の最終処分量を最小化することを目指し、工場での資源の有効活用を推進しています。工場では、製品の出荷や移動に際してパレットを大量に使用します。パレットは、順次耐用年数の高いプラスチック製に移行していますが、すでに場内で使用しており、劣化した木製パレットは、できる限り修理し使用しています。また、修理が難しい木製パレットについては、外部回収業者に委託し、製紙材料としての再利用やチップ化して熱回収をしました。

これに加え、2011 年度より一部の国内工場で、木製パレットをチップ化し、場内の歩道材として再生利用を開始しました。さらに、2015 年度より浜松工場で運転開始予定の木質バイオマスボイラーの燃料として、自社内で熱回収を進めていくことを予定しています。

② 総量・原単位による数値情報



☞ 記載例の補足説明

- ・ 事業エリア内での物質の再利用、リサイクルは、製造と直接関連がない場合も循環的利用に該当します。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

(5) 総製品生産量又は総商品販売量等

記載する情報・指標

- ① 総製品生産量又は総商品販売量、サービス等の業務提供量
- ② 補足情報

・環境に配慮した製品・商品・サービスの内容・特徴等の情報(本手引き p.72~75 参照)

総製品生産量又は総商品販売量は、事業活動による生産物アウトプット量を把握するために基礎となる指標です。事業活動に投入されたエネルギー・資源・水は、基本的に製品・商品・サービスを提供するために使用され、それ以外の部分が環境負荷になるからです。

また、環境負荷に関する他の指標(例:総エネルギー投入量、水資源投入量、温室効果ガス排出量、化学物質排出量、廃棄物等総排出量、総排水量)を用いて、取組の進捗度(環境負荷の削減度)を評価するために利用できます。例えば、原単位を算定する場合の分母として使用し、総製品生産量又は総商品販売量あたりの環境負荷量で、経年的な削減度を評価できるようにする方法があります。



本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.93 を参照してください。



非製造業の場合には、総製品生産量に相当するものとして、販売量、契約件数(サービス業)、学生数(学校)等を記載します。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

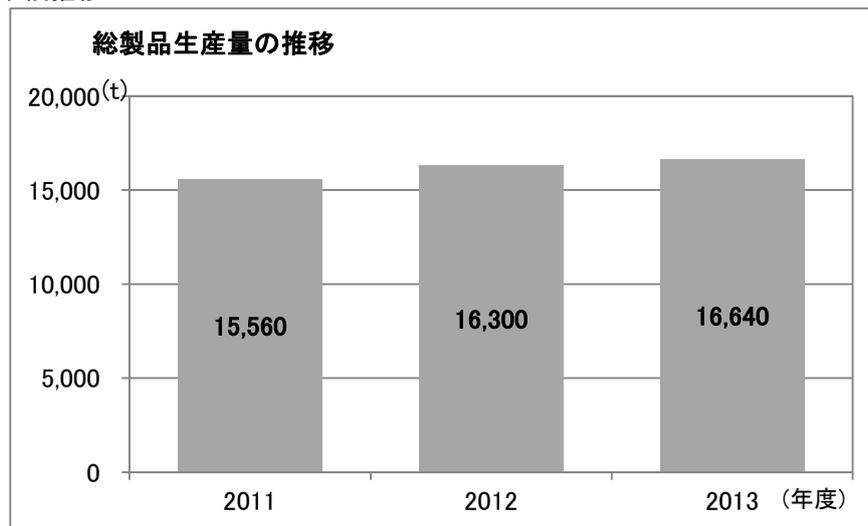
その他

「総製品生産量又は総商品販売量等」の記載例(共通)

① 総製品生産量又は総商品販売量、サービス等の業務提供量

■ 事業概要及び業績 (2014年3月期)

— 中略 —
▶ 業績推移



② 記載例の補足説明

- ・ 上記は、主要な事業内容を記載する「会社概要」(本手引きp.25参照)に記載することを前提とした記載です。
- ・ 総製品生産量は、資源インプット・生産物アウトプットの全体を示すフロー図(本手引きp.34参照)の一部として記載することも可能です。
- ・ 総製品生産量又は総商品販売量等の業務提供量の単位はトン(t)で表しますが、トン(t)での開示が難しい場合は、それぞれの物質に適した単位(売上高、販売数量、生産数量等)で表します。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

(6) 温室効果ガスの排出量及びその低減対策

記載する情報・指標

- ① 温室効果ガス等排出量の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等
- ② 総量・原単位による数値情報
 - ・温室効果ガスの総排出量(国内・海外別の内訳)
 - ・温室効果ガスの排出原単位
 - ・温室効果ガスの削減量
- ③ 数値情報に関する補足情報(本手引き p. 9～11 参照)

温室効果ガスの排出は、地球温暖化と深い関係があると考えられています。そのため、温室効果ガスの排出量の削減はどの業種・業態の事業活動においても重要な課題です。また、温室効果ガスの削減量は、国レベルで目標を設定しており、事業者においても総排出量だけでなく、毎年の削減量を開示することが期待されています。

温室効果ガスには、一般的に、二酸化炭素の他、メタン、一酸化二窒素及び代替フロン等 3 ガス(ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄)が含まれます。温室効果ガスの総排出量を記載する場合は、二酸化炭素相当量(t-CO₂)に換算して記載します。ただし、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量が少ない場合は、二酸化炭素のみ記載することも可能です。

コラム バリューチェーン全体で排出される温室効果ガス

事務所のバリューチェーン全体を考えると、温室効果ガスは、製造に直接的に使用する電気や燃料だけでなく、事務所での電気や燃料の使用や、原材料等の調達や製品・廃棄物等の輸送、製品使用時のエネルギーの使用等で排出されます。

そのため、事業者の事業活動から調達や販売活動を通じて、事業者の事業活動の外で繋がっていることから、直接的、間接的に発生する温室効果ガスを削減しようとするれば、バリューチェーン全体を視野に入れ、温室効果ガス排出量の把握・管理をすることが重要です。

 本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.94～95 を参照してください。

 温室効果ガスの排出量算定方法については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver.3.4」(2013 年)(環境省、経済産業省)を参照してください。

 バリューチェーンとは、原料採掘、調達、生産、販売、輸送、使用、廃棄等の事業活動に関連する一連の活動のことです。

コラム 輸送における温室効果ガス

多くの事業者が、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、輸送に関する情報を算定・報告する義務が課せられています。

環境報告書の輸送に関する情報は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき報告した総輸送量(t・km 等)と輸送に伴うエネルギー起源の温室効果ガス排出量(t-CO₂)を報告することが一般的です。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

「温室効果ガス排出量及びその低減対策」の記載例(特定事業者)

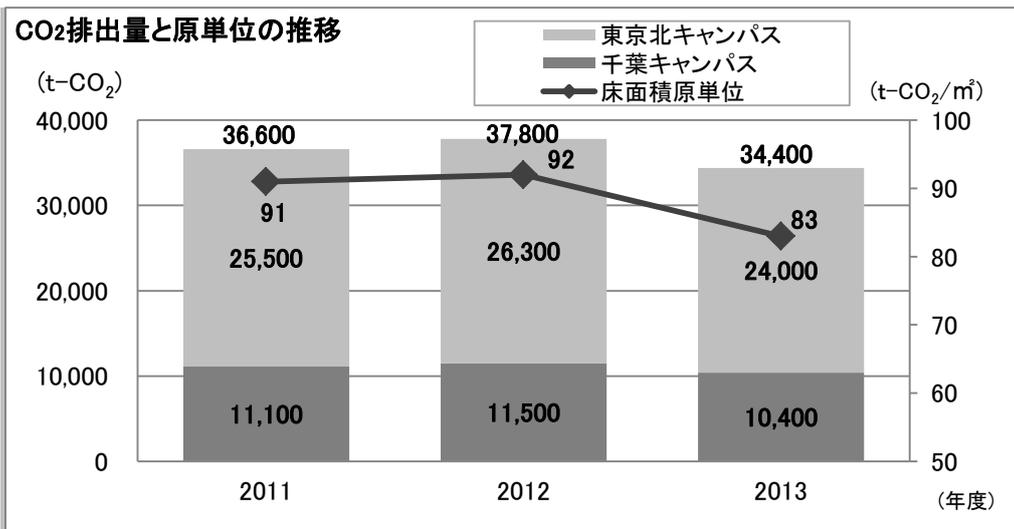
① 温室効果ガス等排出量の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等

■ 温室効果ガス排出量の削減

本学では温室効果ガス排出量削減の目標として、前年度比 2%削減(CO₂ 換算)を掲げて活動しています。設備投資の他、構成員の啓発による目標達成に向けた削減活動を実施しています。2013 年度は、高効率な空調設備への切換えが全キャンパスで完了したため CO₂ 排出量が前年度より 9%削減し、目標を達成しています。

また、化石燃料を利用しない再生可能エネルギーは、温室効果ガス排出に対する懸念を伴わない新しいエネルギーです。本学では、太陽光発電を積極的に導入し、エネルギー資源の転換に努め、地球温暖化の防止に貢献しています。2013 年度は、千葉キャンパス研究実験棟及び付属病院に太陽光パネルを設置しました。この結果、推定される CO₂ 排出抑制効果は、約 30.8t-CO₂にのびります。

② 総量・原単位による数値情報



③ 記載例の補足説明

- ・ 温室効果ガスの総排出量の拠点別の内訳が把握できている場合は記載します。
- ・ 総エネルギー投入量と温室効果ガス排出量は、直接的な関係が強いため、「地球温暖化」や「気候変動」等の取組課題として、相互に関連付けて記載することで理解しやすい報告になります。
- ・ 温室効果ガスの排出量は、算定に用いる排出係数により数値が変化する項目です。そのため、用いた排出係数を明記することが求められます(本手引きp.9～10参照)。

「温室効果ガス排出量及びその低減対策」の記載例(一般事業者)

① 温室効果ガス等排出量の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等

■ 地球温暖化防止への取組

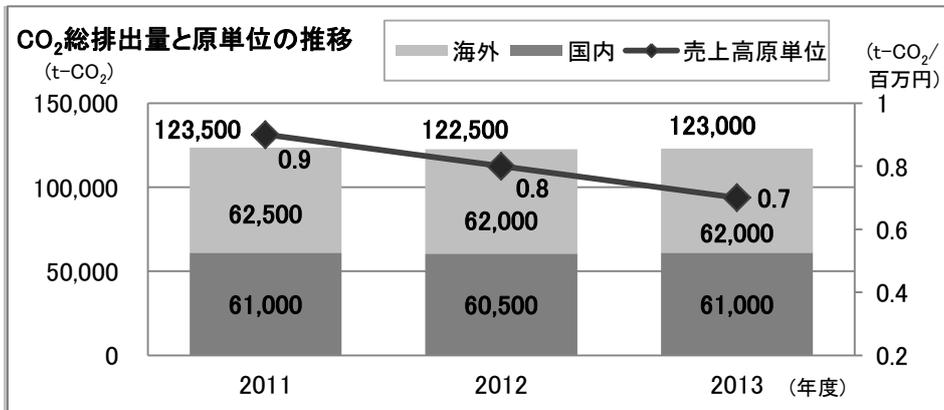
温室効果ガス排出量について、第3次中期環境目標ではグループ全体の温室効果ガス排出量を、2015年度までに2010年度比15%削減(CO₂換算)することを掲げて活動しています。設備投資、設備運用や生産プロセスの改善の他、オフィスでの節電活動強化に取組、目標達成に向けた削減活動を実施しています。

2013年度は、生産量の増加に伴い、グループ全体のCO₂排出量は前年度よりやや増加しましたが、省エネ活動の成果として売上高原単位では減少しました。また、2010年度比では13%の削減を達成しています。2015年度までの目標達成を目指し、高効率な生産設備への投資をさらに進めるとともに、オフィスでの節電活動についてはLED照明を導入することで引き続き強化していきます。

○2013年度の実績と2014年度の目標(グループ全体)

2013年度の実績	⇒	2014年度の目標
CO ₂ 総排出量 2010年度比 13%削減		CO ₂ 総排出量 2010年度比 14%削減

② 総量・原単位による数値情報



☞ 記載例の補足説明

- ・ 温室効果ガス排出量の国内・海外別の内訳は、海外拠点が存在し、総排出量が把握できている場合に記載します。国内と海外では、使うべき排出係数に相違があることが考えられるため、国内外の内訳は重要です。
- ・ 次年度目標を記載します。また、中期目標がある場合は、中期目標と、基準年からの削減量を記載します。
- ・ その他の事項は、特定事業者の記載例の補足説明(本手引きp.52)を参照してください。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

環境配慮に係る製品等に関する情報

その他

(7) 総排水量及びその低減対策

記載する情報・指標

- ① 排水量の低減対策及び汚濁負荷量の低減対策に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等
- ② 総量による数値情報
 - ・総排水量(m³)
 - ・排水規制項目の排出濃度並びに水質汚濁負荷量
- ③ 数値情報に関する補足情報(本手引き p. 9～11 参照)

水利用に伴う環境への負荷を把握し、水循環の確保及び水質の維持を行うために、水資源の投入量だけではなく総排水量を管理することが必要です。総排水量は、立方メートル(m³)で記載します。

また、排水による水質の汚濁は、人の健康への被害を与え、生活環境や魚介類等の生態系へ影響を及ぼすことから、公共用水域においては、水質汚濁に係る環境基準が設定され、また、事業所からの排水については、排水基準が定められています。このため、必要に応じて河川、湖沼、海域、下水道等の排出先内訳を記載します。

こうした基準や地方公共団体との自主協定値の遵守状況について、排水による地域や河川への主な影響とあわせて記載することが有用です。なお、閉鎖性水域等総量規制対象地域については、濃度だけでなく、汚濁負荷物質量を記載することが求められます。

 本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.96～97を参照してください。

 総排水量の算定方法については、環境報告ガイドライン p.147を参照してください。

「総排水量及びその低減策」の記載例(特定事業者)

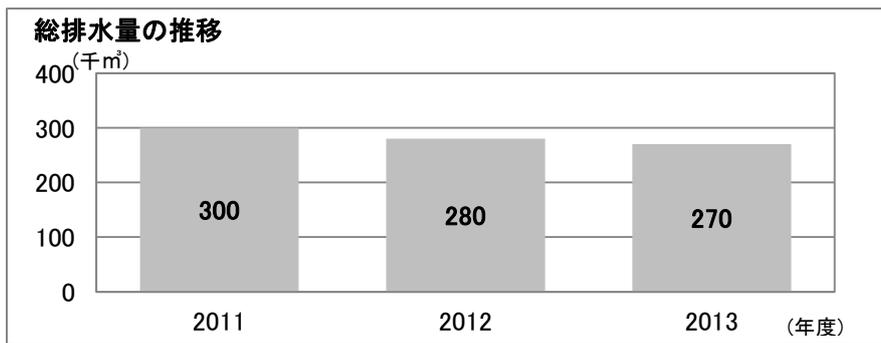
① 排水量の低減対策及び汚濁負荷量の低減対策に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等

■ 排水量の低減対策と水質汚濁への取組

本学では、法規制等による排水水質の管理により、排水量の低減と水質汚濁物質の低減を目指しています。本学内の排水は、下水道と公共用水域へ放流しています。排水量と酸性・アルカリ性度数(pH)は、流量計と pH 計により常時計測し、記録をしています。また、定期的に水質測定を実施し、pH、生物化学的酸素要求量(BOD)等の項目について分析を行うことで、水質の管理に努めています。基準値を超過した場合は、関係部局に通知し、改善を求めるとともに、適切に地方公共団体へ報告をいたします。なお、2013年度は基準値を超過することはありませんでした。

実験で使用された排水は、下水道へ放流する前に貯留槽へ溜められ、水質測定をしてから下水道へ放流することで、水質汚濁物質の放流を防止しています。

② 総量による数値情報



○排水の水質分析結果と水質汚濁負荷量(2013年度実績)

主要な汚染物質について、2013年度の排水の水質検査において検出された最大値を下表にまとめました。

項目	基準	千葉キャンパス	東京北キャンパス				負荷量 (t)
			農学	理学	薬学	病院	
pH	5~9	7.3	8.3	8.0	7.3	8.5	N/A
BOD(mg/l)	160	150	140	150	120	155	23
浮遊物質(SS)(mg/l)	200	140	160	140	150	130	—
亜鉛(mg/l)	2	0.2	0.2	0.4	0.3	0.5	—

㊟ 記載例の補足説明

- ・ 水質汚濁物質は、排出基準が設定された地域に施設がある場合は、排出量を記載します。それ以外の場合は、排出濃度を記載します。
- ・ 水質の測定結果については、測定拠点ごとに主要な汚濁物質について、基準値とともに開示することが期待されます。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

「総排水量及びその低減策」の記載例(一般事業者)

① 排水量の低減対策及び汚濁負荷量の低減対策に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等

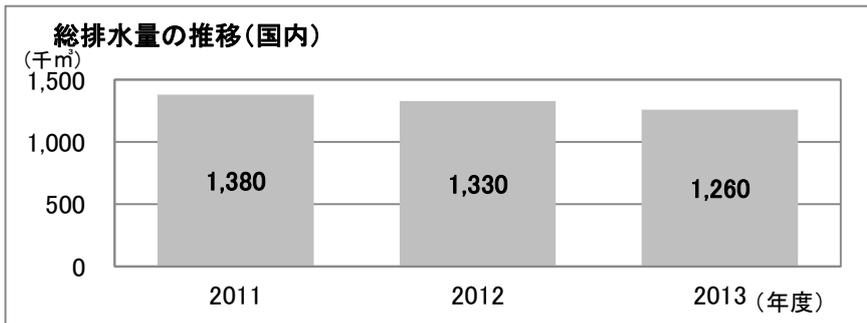
■ 排水量の低減対策と水質汚濁への取組

当社では、法規制等よりも厳格な水質等の自主管理基準を定めて管理し、排水量を低減するとともに水域の汚染防止に努めています。当社工場からの排水は排水処理設備で浄化処理後に、公共下水道や河川に放流しています(工場ごとの放流先は当社ウェブサイト、<http://www.〇〇〇> を参照)。

製造工程から排出される排水水質の維持と向上のための施策として、使用する溶剤の回収や溶剤の変更による浮遊物質(SS)濃度の低減を行っています。また、生物化学的酸素要求量(BOD)や亜鉛等の水質管理においては、排出基準よりも厳しい社内基準を設定し、管理を行っています。

なお、2013年度は、製造工程での節水施策の実施により排水量は低減しました。水質汚濁負荷物質濃度については、川崎工場にて一時的に亜鉛の排水基準を超過しました(p.●を参照)。

② 総量による数値情報



○排水の水質分析結果と水質汚濁負荷量

主要な汚染物質について、2013年度の排水の水質検査において検出された最大値を下表にまとめました。

項目	基準	実測値(最大値)	負荷量(t)
pH	5~9	6.0	N/A
生物化学的酸素要求量 BOD(mg/l)	160	16	120
浮遊物質(SS)(mg/l)	200	12	—
亜鉛(mg/l)	2.4	2.8	—

☞ 記載例の補足説明

- 工場ごとの水質等の詳細なデータをウェブサイト等の別の媒体で開示している場合は、参照先を記載します。
- その他の事項は、特定事業者の記載例の補足説明(本手引きp.55)を参照してください。

(8) 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策

記載する情報・指標

- ① 大気汚染物質の排出防止、騒音、振動、悪臭の低減対策に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等
- ② 総量・濃度等による数値情報
 - ・大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、揮発性有機化合物(VOC)の排出量(トン)及びその最大濃度
 - ・騒音規制法に基づく騒音等の状況(デシベル)
 - ・振動規制法に基づく振動等の状況(デシベル)
 - ・悪臭防止法に基づく悪臭等の状況(特定悪臭物質濃度又は臭気指数)
- ③ 数値情報に関する補足情報(本手引き p. 9~11 参照)

窒素酸化物(NO_x)や硫黄酸化物(SO_x)、及び揮発性有機化合物(VOC)等の大気汚染物質は、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質(SPM)、酸性雨の原因となり、人の健康に被害を与え、生活環境に負の影響を及ぼします。このため、事業所や自動車からの大気汚染物質の排出については、排出基準が定められています。

騒音、振動、悪臭は、法規制等の遵守に関わらず苦情につながる恐れがあります。苦情の件数や内容を考慮して、自主的に環境負荷の低減に努める必要があります。主要なものについては、環境負荷の低減に向けた取組の内容を記載します。



本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.98~99を参照してください。



大気汚染物質の算定式については、環境報告ガイドライン p.145~146を参照してください。



PRTR制度については、本手引き p.60を参照してください。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

「大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策」の記載例(特定事業者)

① 大気汚染物質の排出防止、騒音、振動、悪臭の低減対策に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等

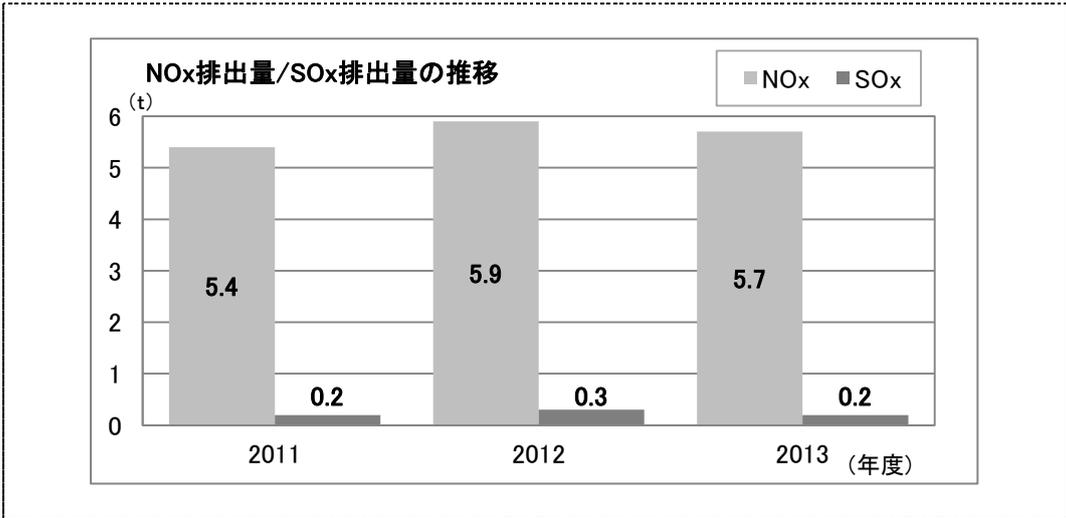
■ 大気汚染物質排出防止への取組

本学では、ボイラー設備の更新や焼却設備のメンテナンスを着実に実施し、適切な運転に努めることで、大気汚染物質の削減を目指しています。2013年度は、千葉キャンパス内のボイラーの一部を更新し、燃料を重油から天然ガスに転換したことから、NOx、SOxともに排出量が減少しました。また大気汚染防止法に基づく基準値を超過することはありませんでした。今後も継続して大気汚染物質のさらなる削減を目指します。

■ 周辺地域への配慮の取組

実験棟には、タービンや大型攪拌装置等の騒音を発生する機器類が設置されているため、これらの機器を利用する場所には防音設備を設置し、騒音の発生防止に努めています。また、東京北キャンパスの食堂周辺では、大規模な改装工事をしているため、騒音、振動を定期的に測定し、監視しています。

② 総量・濃度等による数値情報



➡ 記載例の補足説明

- ・ 法規制の対象となる設備が存在する場合に記載します。
- ・ 地方公共団体により量的な排出基準が設定されている場合は、排出量を記載します。それ以外の場合は、排出濃度を記載します。
- ・ 排出量の事業所ごとの内訳を記載する場合は、事業所が所在する地方公共団体の規制値と最大濃度をあわせて公表することが可能です。
- ・ 地方公共団体により指定された地域の場合、騒音や振動、悪臭については、基準値及び実測の最大値を記載します。
- ・ VOCは、PRTR制度の対象物質でもあるため、VOCの排出については、化学物質(本手引きp.60~62参照)の項目で報告することも可能です。

「大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策」の記載例(一般事業者)

① 大気汚染物質の排出防止、騒音、振動、悪臭の低減対策に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等

■ 大気汚染物質排出防止への取組

当社では、川崎工場及び栃木工場において大型のボイラーを設置しています。ボイラーから排出されるばい煙等の大気汚染物質は、適切な運転管理や設備の定期点検・メンテナンスや燃料転換等により、排出削減に努めています。さらに VOC 等を含む有機溶剤の排ガスは、活性炭による吸着処理装置を導入する等により、大気への排出を抑制しています。

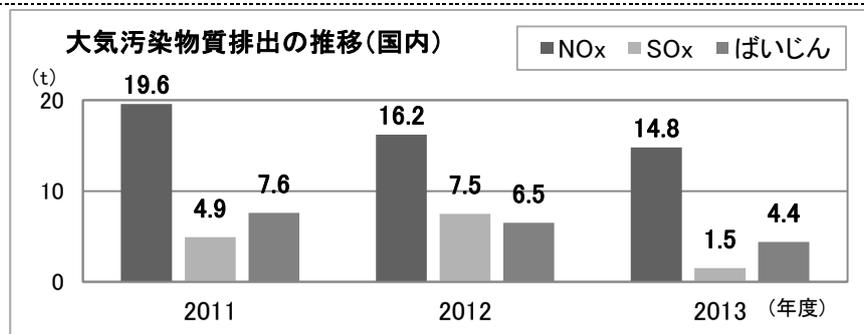
2013 年度は、低 NOx バーナーを導入したこと、また、川崎工場のボイラー1基をA重油から天然ガスへ転換したことから、NOx 排出量が減少しました。全事業所で大気汚染防止法に基づく基準値を超過することはありませんでした。

今後は、順次ボイラーの燃料転換を行い、2020 年度までには、全大型ボイラー設備の更新を完了することを計画しています。

■ 周辺地域への配慮の取組

工場周辺の生活環境に配慮し、悪臭や騒音等の改善に努めています。排水処理場からの悪臭防止のため、臭工程改善や脱臭装置の整備を行っています。また、騒音防止のため、防音壁の設置や設備導入時の騒音評価、従業員や納入業者への指導、敷地境界における騒音測定を実施しています。

② 総量・濃度等による数値情報



○排気の分析結果(2013 年度実績)

2013 年度の大気の大気の検査において検出された最大値を下表にまとめました。

項目	基準値超過	実測値(最大値)
NOx (ppm)	超過無	132
SOx (ppm)	超過無	4
ばいじん(g/N m ³)	超過無	0.007

◎ 記載例の補足説明

- ・ 工場ごとの大気排出等の詳細なデータをウェブサイト等の別の媒体で開示している場合は、参照先を記載します。
- ・ その他の事項は、特定事業者の記載例の補足説明(本手引きp.58)を参照してください。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

環境配慮の情報(製品等に係る)

その他

(9) 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策

記載する情報・指標

- ① 化学物質の管理、排出量・移動量の低減対策、より安全な物質への代替措置、安全対策等について、方針、計画、目標、取組状況及び改善策等
- ② 総量・原単位による数値情報
 - ・化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度の対象物質の排出量、移動量(キロ)(ダイオキシンについては mg-TEQ)
 - ・大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質のうち指定物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)の排出濃度
 - ・土壌・地下水汚染状況
 - ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による汚染状況
 - ・特定地下浸透水中の有害物質の濃度
- ③ 数値情報に関する補足情報(本手引き p. 9~11 参照)

化学物質の中には、その製造、流通、使用、廃棄・リサイクルの各段階で適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす恐れのあるものが存在します。化学物質の適切な管理に対する方針や姿勢と、実際に適切な管理を実行していることを地域住民等のステークホルダーに示すことで、事業活動に対する信頼性を高めることができます。

特に、化学物質の取扱量が大きい事業者は、PRTR 制度に基づいて届け出た物質を参考にし、取扱量の大きさや、危険性の高さ及びステークホルダーへの影響の程度を考慮したうえで、化学物質の総量(取扱量・排出量・移動量等)を記載します。



本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.100~102 を参照してください。



PRTR 制度とは、化学物質排出移動量届出制度の中で、有害性のある多種多様な化学物質の取扱い、排出、移動した量に関するデータを把握し、集計し、届出する仕組みです。



PRTR 法対象物質の算定等については、「PRTR 排出量等マニュアル 第 4.1 版」(2011 年)(環境省・経済産業省)を参照してください。

「化学物質の排出量、移動量及びその低減対策」の記載例(特定事業者)

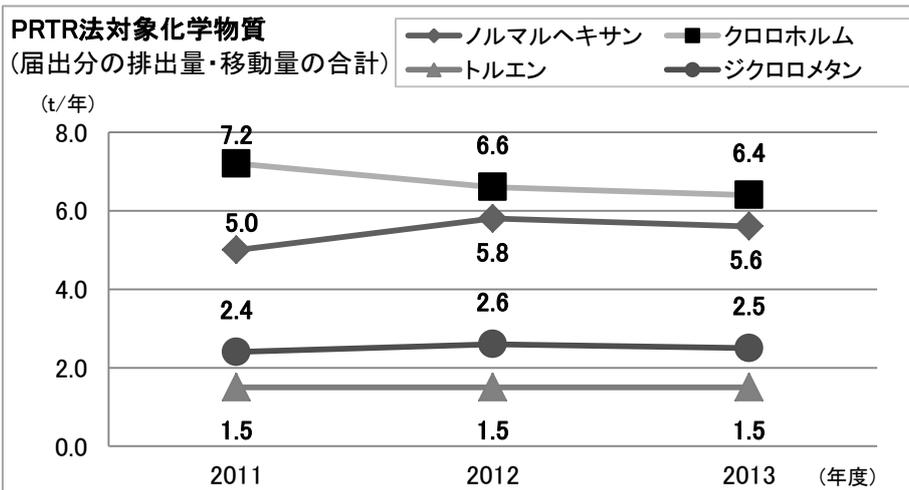
① 化学物質の管理、排出量・移動量の低減対策、より安全な物質への代替措置、安全対策等について、方針、計画、目標、取組状況及び改善策等

■ 化学物質の適正管理への取組

本学では、有害な化学物質の適正な処理に努めることで、化学物質の安全性の確保を目指しています。具体的には、実験・研究で用いられる様々な化学物質を適正に管理するために、2000年度から化学物質管理システムを導入し、PRTR法の改正にあわせて見直しをおこない、活用しています。本システムの理解及び安全対策も含めた化学物質管理全般のための講習会も毎年、化学物質を扱っている研究員・学生等を対象として実施し、安全意識の向上を図っています。

2013年度は本システムの活用に加え、化学物質管理体制の強化を目標としました。その結果、対象となる全学科において、一定以上の化学物質を取扱う学科には、化学物質管理主任者が1人以上設置されました。

② 総量・原単位による数値情報



➡ 記載例の補足説明

- ・ PRTR法対象物質を取り扱っている場合に記載します。
- ・ PRTR制度を参考に、対象物質名と取扱量や排出・移動量について内訳を記載します。
- ・ 報告書に記載する量(例えば、1t以上等)を設定し、該当する物質について記載します。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

「化学物質の排出量、移動量及びその低減対策」の記載例(一般事業者)

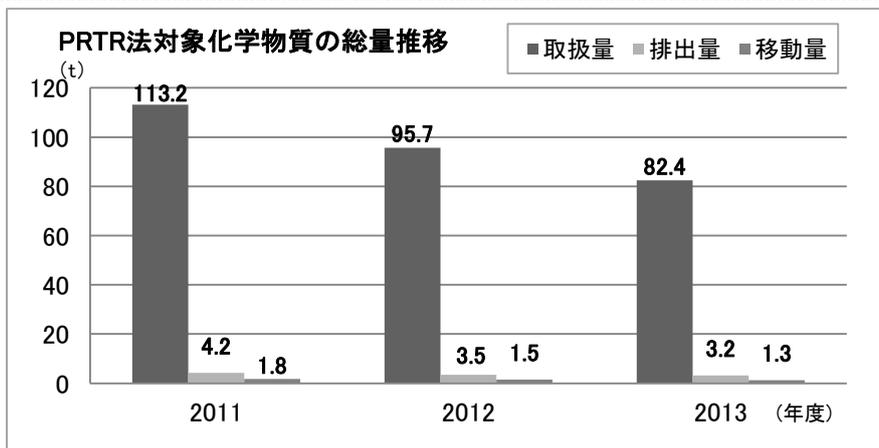
① 化学物質の管理、排出量・移動量の低減対策、より安全な物質への代替措置、安全対策等について、方針、計画、目標、取組状況及び改善策等

■ 化学物質の適正管理への取組

当社では、環境に配慮した製品開発と環境リスクの低減を図るために、PRTR 法の物質の取扱量・排出量の削減に取り組んでいます。具体的には、PRTR 物質の含有が少ない塗料や洗浄液への切替え、作業の標準化による溶液使用率の削減等を行っています。また、化学物質の流出等の環境事故を予防するため、環境関連の作業マニュアルを策定し、有機溶剤の排気中濃度等を定期的に測定し、問題がないことを確認しています。

2013 年度は、PRTR 法対象物質の取扱量を 2012 年度に比べて総量で 13t削減できました。今後は、主要な化学物質については原単位あたりの削減目標を設定し、購入資材の代替化を進めていく方針です。

② 総量・原単位による数値情報



排出量: 大気、公共用水域、土壌等への排出量合計

移動量: 廃棄物、下水道への移動量の合計

物質毎の内訳: 当社ウェブサイト <http://www.〇〇〇> を参照

➡ 記載例の補足説明

- ・ PRTR法対象物質毎の内訳等の詳細なデータをウェブサイト等の別の媒体で開示している場合は、参照先を記載します。
- ・ その他の事項は特定事業者の記載例の補足説明(本手引きp.61)を参照してください。

(10) 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策

記載する情報・指標

- ① 廃棄物等の発生抑制、削減、管理方法、処理・処分方法、リサイクル対策等に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等
- ② 総量・原単位による数値情報
 - ・廃棄物の総排出量(トン)
 - ・廃棄物最終処分量(トン)
 - ・上記の原単位
- ③ 数値情報に関する補足情報(本手引き p. 9～11 参照)

循環型社会を形成していくうえで、事業者には、事業活動における廃棄物等の発生抑制やリサイクル等による減量化に努める責任があります。廃棄物の不適正な処分の発生を防止するだけでなく、製品が廃棄物等となった後は、循環利用や適正な処分が可能となるような取組を行うこと、また、こうした取組に関する情報を公開し、透明性を高める努力を行うことが期待されています。

廃棄物等総排出量は、事業活動に伴い発生した廃棄物等の排出量の合計、主な内訳を重量で記載します。また、資源の有効利用の状況を示すうえにおいて、リサイクル量(率)や廃棄物最終処分量、原単位を示すことも有用です。



本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.103～105 を参照してください。



主な内訳には、一般廃棄物、産業廃棄物、有価物の分類があります。また、ステークホルダーへの影響が懸念される場合には、特別管理一般廃棄物や特別管理産業廃棄物についての情報も記載します。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

「廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策」の記載例(特定事業者)

① 廃棄物等の発生抑制、削減、管理方法、処理・処分方法、リサイクル対策等に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等

■ 廃棄物の削減への取組

本学では、廃棄物等の分別の徹底と、紙の使用量削減等を通じて、廃棄物等の発生抑制と資源化を目指しています。実施運営主体として、廃棄物を適正に管理するために環境委員会の下部組織として省資源専門部会を2000年度に設置し、廃棄物の適正管理(分別・処理・処分方法の検討、削減目標の設定等含む)について検討しています。

省資源専門部会では、廃棄物の削減目標として、毎年総排出量の前年度比1%以上の削減をすることとし、達成に向けた活動をしています。2013年度は、電子掲示板の導入及び印刷物の電子化や以下の取組等により前年度より2%削減しました。

<2013年度の主な取組>

○再利用ボックスの設置

2000年度より、リユースの可能な廃棄物(びん、スチール缶、アルミ缶)については、分別して収集するために再利用ボックスを設置しています。再利用ボックスは、廃棄物の種類ごとに色分けし、各廃棄物のイラスト・写真を貼付け、適切に分別されるよう工夫しています。

○学生たちの取組「Clean 東北祭！」

本学では、毎年5月に東京北キャンパスにて大学祭「東北祭」を開催しています。2013年度は、大学祭期間中の環境マネジメントを手がける自主的な組織「学生環境 ISO 事務局」により、「Clean 東北祭！」をスローガンとし、包装の簡略化やリユース食器の利用等、模擬店等の催し物から排出される一般廃棄物の抑制に努めました。また、ポスターや看板、展示設備等の制作での再生紙や廃材の利用を促進するため、準備期間中からエコステーションを設置し、リユース可能な資源の仕分け等を実施しました。この結果、大学祭からの廃棄物排出量は、2012年度の30t排出に対し、2013年度は23tまで削減しました。

② 総量・原単位による数値情報

2013年度の廃棄物排出量及び資源化量

廃棄物種別	排出量(t)	資源化量(t)	資源化率(%)
産業廃棄物	320	210	66
特別管理産業廃棄物	350	40	11
事業系一般廃棄物	1,020	80	8
古紙	170	150	88
びん・缶・ペットボトル	90	90	100
合計	1,950	570	29

☞ 記載例の補足説明

- ・ 上記の記載例は廃棄物の排出量及び原単位等による数値情報を、単年度の表で示していますが、グラフ等で記載し、複数年度の推移を示す記載も有用です。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

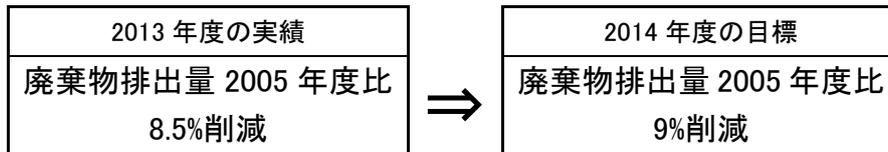
「廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策」の記載例(一般事業者)

① 廃棄物等の発生抑制、削減、管理方法、処理・処分方法、リサイクル対策等に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等

■ 廃棄物の削減とリサイクルの取組

当社では、第3次中期環境目標として2015年度までに、国内廃棄物排出量の2005年度比10%削減を掲げています。また、各年度の実績を踏まえて、翌年度の目標を設定し、達成に向けた取組をしています。2013年度は、以下の取組を実施したことにより、国内廃棄物排出量は2005年度比8.5%削減し、2013年度目標を達成しました。

○2013年度の実績と2014年度の目標



<2013年度の主な取組>

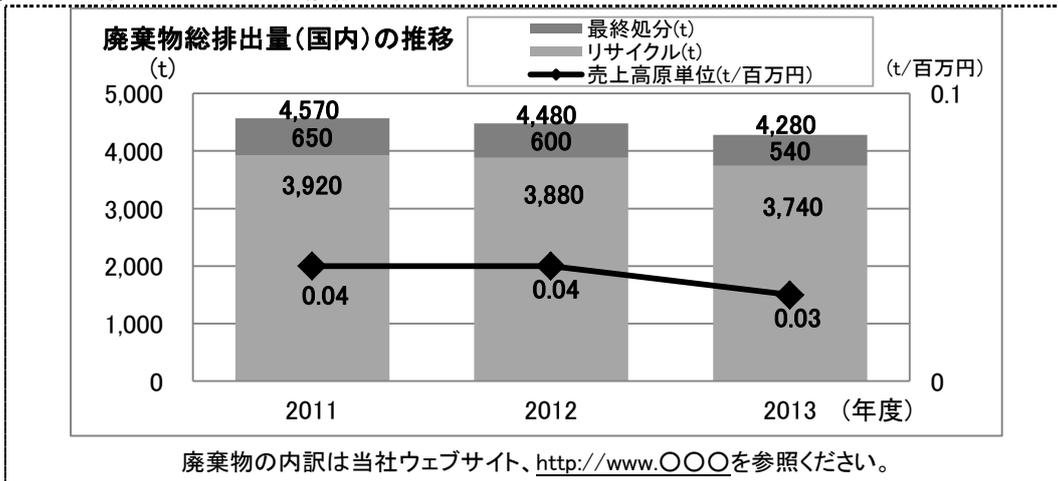
○国内工場の工程改善

国内8工場において、製造プロセスの生産ロスの低減や歩留まり改善を図ることを徹底し、2013年度の廃棄物排出量は2005年度比8.5%削減しました。また、川崎工場では汚泥をセメント等の建設資材にリサイクルすることで、最終処分量を前年度比で30%削減しました。

○食堂での食べ残しの堆肥化

各工場の食堂では、毎日食べ残しが生じていますが、資源循環の観点から、2000年度よりコンポスト化機器を設置し、堆肥化を図っています。工場で生成した堆肥は、工場内の植栽に用いる他、近隣地域の小中学校に配布し、理科授業等に用いられています。

② 総量・原単位による数値情報



➡ 記載例の補足説明

- ・ 廃棄物の内訳等の詳細なデータをウェブサイト等の別の媒体で開示している場合は、参照先を記載します。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

(11) 有害物質等の漏出量及びその防止対策

記載する情報・指標

- ① 有害物質等の漏出防止に関する方針、取組状況及び改善策等
- ② 災害・事故等による漏出が発生した場合、有害物質等の漏出量及びその対応状況

有害物質等の漏出は、その影響が広範囲に、又は長期に及ぶ恐れがあり、周辺地域に対して重大な被害を及ぼす可能性があります。災害・事故等に備え、これらの影響等を想定した漏出防止に関する対応状況を記載し、ステークホルダーに対して正確に伝えます。

有害物質等とは、漏出した場合、周辺地域の人々の健康、動植物等、生態系、財産に重要な害を及ぼす可能性のある物質を指し、特定管理産業廃棄物(アスベスト、PCB 等)、高圧ガス、危険物、放射性物質等が含まれます。

有害物質等が漏出した場合には、その漏出量や被害の影響について、対応状況とあわせて記載します。

 本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.106～107 を参照してください。

「有害物質等の漏出量及びその防止対策」の記載例(特定事業者)

① 有害物質等の漏出防止に関する方針、取組状況及び改善策等

■ 有害物質等の漏出防止への取組

本学では、化学物質以外にも、高圧ガス、PCB(ポリ塩化ビフェニル)、さらに放射性同位元素やエックス線装置等の使用や保管に関して高度で厳重な管理が求められる物質を取り扱っています。これらの物質等については、関連法規制で定められた使用や保管に関する事項を厳守し、漏出防止に努めています。

○主な有害物質と管理方法

有害物質名	用途	管理方法
高圧ガス	実験等で広く利用されています。「毒性による危険」、「可燃性による危険」、「高圧による危険」、「その他の危険」等があります	可燃性ガス、毒性ガス、支燃性ガスに対して、シリンダーキャビネットの導入を進めています。
PCB	耐熱性・絶縁性に優れているため、変圧器やコンデンサ等の絶縁油として使われてきました。	ドラム缶に詰めて施錠のうえ、適正に管理しています。高濃度 PCB の処理については、法規制に則り進めていきます。
放射性同位元素・エックス線装置	自然科学や生命科学、医療の分野で広く利用されています。	取り扱い施設の管理者を中心に、使用や保管、廃棄を適正に実施しています。また、定期的に放射線モニタリングを実施しています。

○事故発生時の対応

本学では、有害物質の漏出事故や災害等への対応をまとめた危機管理マニュアルを2001年に策定し、2012年に見直しました。本マニュアルには、有害物質の漏出防止に対応する記載があります。また、本マニュアルの実効性を担保するために、毎年1回防災訓練を実施しています。

② 災害・事故等による漏出が発生した場合、有害物質等の漏出量及びその対応状況

2013年度は、有害物質の漏出等による事故は発生しませんでした。

➡ 記載例の補足説明

- ・ 有害物質ごとに管理方法や処分方法が異なる場合は、物質ごとの管理方法を記載します。
- ・ 事故等による漏出が発生しなかった場合は、その旨を記載します。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

「有害物質等の漏出量及びその防止対策」の記載例(一般事業者)

① 有害物質等の漏出防止に関する方針、取組状況及び改善策等

■ 有害物質等の漏出防止への取組

当社では、研究施設や生産設備において使用する化学物質について、有害化学物質の把握や適正管理を行うとともに、法改正に適切に対応し、使用の削減に取り組んでいます。

有害化学物質の保管については、専用の保管庫を設け、地震、台風等の天災により、万が一有害物質の流出等があった場合でも、施設外部に漏出しないよう、漏出時対応用具を常備し、事故に迅速に対応するための緊急時訓練を定期的を実施しています。

また、PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含む機器について、国の基準に従い適切に管理しています。2013年度は、日本環境安全事業株式会社のPCB処理計画に基づいて、2台を処分しました。安定器等は、国策による処理会社の計画が未定のため、2014年度以降の処分としています。

② 災害・事故等による漏出が発生した場合、有害物質等の漏出量及びその対応状況

当社では、第3次中期環境目標に「環境事故ゼロ」を掲げ、対策をしてきました。

しかし2013年度は、落雷により貯蔵タンクの一部に破損が生じた結果、洗浄液の貯蔵タンクに水漏れが発生しました。漏出液はタンク周りに設置した防液堤内にとどまったため、土壌へ浸食することはありませんでした。また漏出から発見まで時間がかからなかったことから、検査の結果、環境に深刻な影響を及ぼさないことが分かりました。

該当の設備については、直ちに修繕を行いました。今後、順次老朽化した設備の修繕やリスクの高い設備の屋内への移設を進め、事故の発生しない現場づくりを推進します。

その他に、有害物質漏出等の周辺環境に影響を及ぼす重大事故の発生はありませんでした。

○事故の概要(栃木工場)

発生した事故	原因	再発防止策
配管からの漏洩事故1件	落雷及び設備の老朽化	老朽化した設備やリスクの高い設備の修繕・屋内移設を計画し、実施していきます。

③ 記載例の補足説明

- ・ 特定事業者の記載例の補足説明(本手引きp.67)を参照してください。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

(12) 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況

記載する情報・指標

- ① 生物多様性の保全や持続可能な利用、遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な分配に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等(事業とは直接関連しない社会貢献活動も含む)
- ② 総量・原単位による数値情報
 - ・生物多様性の保全や持続可能な利用に影響を与えた量
 - ・改善に取り組んだ実績値等
- ③ 数値情報に関する補足情報(本手引き p.9~11 参照)

生物多様性は、繊細な生態系バランスで成り立っています。私たちは様々な恩恵を享受すると同時に、事業活動を通じて直接的、間接的に多大な影響を与えています。1992年に生物多様性条約が、また2010年に遺伝子資源の利用に関する名古屋議定書が採択されたこと等を背景に、事業活動を営むに当たって生物多様性への配慮は、当然取り組むべき課題として認識されるようになってきました。

生物資源の過度の捕獲や採取等は生態系の破壊を招きます。こうしたことから、あらゆる事業者は、持続可能な資源の利用に努め、生物資源に対する十分な配慮を行う必要があります。

また、直接的に生物資源を扱わない企業であっても、例えば、安易な紙の使用が森林減少を招く要因になっている場合があります。

コラム 生物多様性の取組

生物多様性への関心が高まる昨今、本業に合わせた様々な取組をみることができます。例えば、以下の取組が進められています。

- ・ 製品の原材料となるカツオの資源量調査を大学と共同で実施(食品会社の事例)
- ・ 森林破壊のない栽培や強制労働のない農園で生産されたことが認定されたパーム油の調達(家庭用製品メーカーの事例)
- ・ 近隣農地での農薬使用の禁止や森林保全による水源の保全(飲料メーカーの事例)
- ・ 珊瑚礁海域を避けて、海底ケーブルを敷設することによる海の生態系の保全(通信会社の事例)



本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.108~110 を参照してください。



森林の違法伐採は生物多様性に悪影響を与えます。木材を原材料とする製品の1つとしてコピー用紙があります。適切に管理された森林の木材を原材料としたコピー用紙を使用することは、生物多様性の保全につながります。



生物多様性とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することです。

「生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況」の記載例(特定事業者)

① 生物多様性の保全や持続可能な利用、遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等(事業とは直接関連しない社会貢献活動も含む)

② 総量・原単位による数値情報

■ 生物多様性保全への取組

本学では、キャンパス周辺における緑化保全活動や、教育・研究活動における生物多様性保全の様々な活動を行っています。

<2013 年度の主な取組>

○「キャンパス緑化計画」に基づく緑化保全活動

千葉キャンパスは、2006 年より継続して植樹を実施しているグリーンロードや、在来種が多く植生する自然植生地の広域な分布により、敷地内に豊かな緑地を保有しています。キャンパス内の緑化保全の取組を一元的に管理していくため、2011 年度より、環境委員会において「キャンパス緑化計画」を毎年策定しています。

本計画に基づき、今ある緑地を保全し、さらに在来種を主として緑地面積を増やす活動を計画的に実施しています。2013 年度は、グリーンロードにおいて約 2ha の苗木を植栽しました。また、2013 年度はキャンパス緑化計画に基づき、2014 年度以降の目標を設定しました。今後は、目標管理により緑化計画を着実に進めていく予定です。

○●●海洋研究所と共同の海洋生物調査

●●海洋研究所において周辺海域の生物多様性の研究と教育を行っています。2013 年度は、●●海洋研究所の近く的那珂川河口域での淡水・海水生物の生息状況を調査しました。また、地元の高校生を対象とした臨海実習を 3 回実施し、延べ 30 名が参加しました。

☞ 記載例の補足説明

- ・ それぞれの具体的な取組に対して、生物多様性の保全や持続可能な利用に影響を与えた量を、可能な限り数値情報によって記載します。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

「生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用も状況」の記載例(一般事業者)

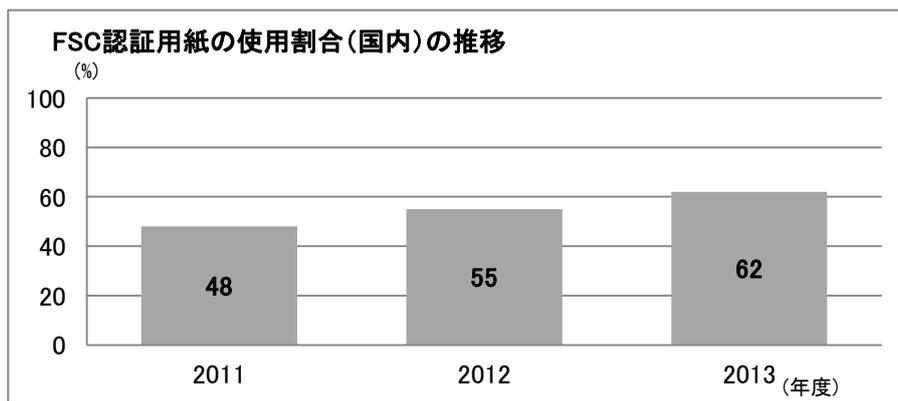
- ① 生物多様性の保全や持続可能な利用、遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等(事業とは直接関連しない社会貢献活動も含む)
- ② 総量・原単位による数値情報

■ 生物多様性保全への取組

当社は、事業活動を営むにあたって、投入する資源や排出する環境負荷だけでなく、自然環境に与える負の影響にも配慮し、生物多様性を保全していくことを目指します。これまで、すでに植林や環境 NGO 団体との連携等を通じ、生物多様性の保全に向けた積極的な活動を行ってきました。こうした活動に加え 2013 年度は、これらの活動をより効果的に実施できるよう、各事業部門における主な事業活動と生物多様性に及ぼす影響とその大きさを整理し事業活動と生物可能性の関連を把握しました。

その結果、当社の事業活動のうち、特に工場等の事業所の建設や拡張に伴う開発と、海外拠点における淡水の利用が、主要な影響であることが分かりました。次年度より、この結果を基にした生物多様性保全に関する活動目標・計画を立て、実施していくことを予定しています。

また、国内外の森林の保全のために、コピー用紙は森林保全に配慮して生産された FSC 認証用紙を購入することを推進しています。2013 年度は、国内事業所で使用する全コピー用紙のうち 62%において、FSC 認証用紙を使用しました。2014 年度は、さらに FSC 認証用紙の使用を進め、国内事業所で使用するコピー用紙の 65%を FSC 認証用紙にすることを目標にしています。



➡ 記載例の補足説明

- ・ 特定事業者の記載例の補足説明(本手引きp.70)を参照してください。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

6. 製品等に係る環境配慮の情報

告示の内容

環境報告書には、事業者が環境への負荷の低減に資する製品その他の物の製造等又は役務の提供を行ったときは、当該製品その他の物又は役務に係る環境への負荷の低減に関する情報を記載し、又は記録することが望ましい。

環境報告ガイドラインによる「記載する情報・指標」

- (1) 環境負荷低減に資する製品・サービス等
- (2) 環境関連の新技术・研究開発

事業活動を通じて社会全体の環境負荷の低減に貢献していくことについて、「環境負荷の低減に資する製品その他の物の製造等又は役務の提供」に関する情報を示すことで、社会全体にその必要性を注意喚起していくことが期待されます。

製品・サービス等を購入又は利用しようとする消費者・事業者への情報提供の観点から、製品・サービス等に係る環境負荷を記載することが求められます。記載においては、生産段階だけでなく、それ以外に原材料調達、輸送、使用、廃棄・回収等を含めたライフサイクル全体でとらえることが重要です。

また、環境ビジネスという観点からは、環境配慮技術や環境配慮製品・サービス等の研究・開発の状況も重要な情報となります。

(1) 環境負荷低減に資する製品・サービス等

記載する情報・指標

① 製品・サービス等における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等

- ・環境配慮の取組方針や基準等(エコ製品の基準等)
- ・環境負荷低減に資する製品・サービス等を提供した量、品目数
- ・環境に配慮した製品・サービス等の全体に対する割合(金額、提供数等)
- ・環境に配慮した販売・営業方法の工夫、ビジネスモデル等

事業者が製造・販売する製品・サービス等は、生産段階だけでなく、上流側(原材料調達段階)や下流側(販売・流通、使用・利用、廃棄・回収等の段階)においても、多くの環境負荷を伴います。場合によっては生産段階よりその上流・下流側の環境負荷が大きくなることも考えられます。そのため、ライフサイクル全体で環境負荷を管理し、低減することは、持続可能な社会を構築していくうえで不可欠です。

また、製品・サービス等に環境負荷情報を示すことで、これらを利用する消費者・事業者は、環境に配慮した製品・サービス等を優先的に購入する取組(グリーン購入・グリーン調達)を実施することが可能となります。グリーン購入やグリーン調達は、ライフサイクル全体で環境配慮につながる取組として重要です。



本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.76~77を参照してください。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

「環境負荷低減に資する製品・サービス等」の記載例(特定事業者)

① 製品・サービス等における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策

■ 環境教育の充実

本学は、地球環境問題の解決のために、環境に関する先進的な教育と研究を推進し、高い専門性を有する人材の育成を通じて貢献することを目指しています。文系・理系双方の学部・研究機関を有する総合大学として、様々なアプローチから環境教育を提供しています。

○環境関連教育プログラム

本学では、環境関連専門教育として、法学部、文学部、経営学部、理学部、農学部の 5 学部及び環境科学研究科にて、年間延べ 30 科目を講義しています。

○環境マネジメントコース

地球環境問題の解決のためには、公害防止、地球温暖化、資源循環、環境配慮型製品等、環境負荷を俯瞰的視野からとらえ、管理(マネジメント)していく人材が求められます。本学では、地球環境問題の解決と持続可能な社会を達成する人材を育成するプログラムとして、経営学部に環境マネジメントコースを設置しました。

環境マネジメントコースでは、ビジネスの最前線で働く民間企業や行政関係者等から講師陣を招へいし、実践的な企業経営やビジネス開発、政策決定を行うに当たって複雑に絡み合う課題を解決する能力やマネジメント能力を身につけることをねらいます。

② 記載例の補足説明

- ・ 上記の記載例は、国立大学法人を想定しているため、環境に配慮した教育プログラム等の実施事項について、具体的な講義数や参加人数等を記載していません。他の特定事業者では、自らの製品・サービスに該当する事項について説明します。

コラム 環境負荷低減に資するサービスの例

環境負荷低減に資する製品・サービス等の種類は業種・業態により様々ですが、サービスについては例えば、以下のものがあります。

- ・ 環境に配慮した輸送サービス(共同配送等)
- ・ 教育研究機関における環境教育・研究(環境関連の講座等)
- ・ 環境に配慮した投資や融資(エコファンド等)
- ・ 飲食業における環境に配慮したメニュー(有機食材の利用等)
- ・ 旅行・ホテル業等における環境に配慮した取組(エコツーリズム、エコホテル等)
- ・ 環境コンサルティング(省エネルギー診断、廃棄物管理コンサルティング等)

「環境負荷低減に資する製品・サービス等」の記載例(一般事業者)

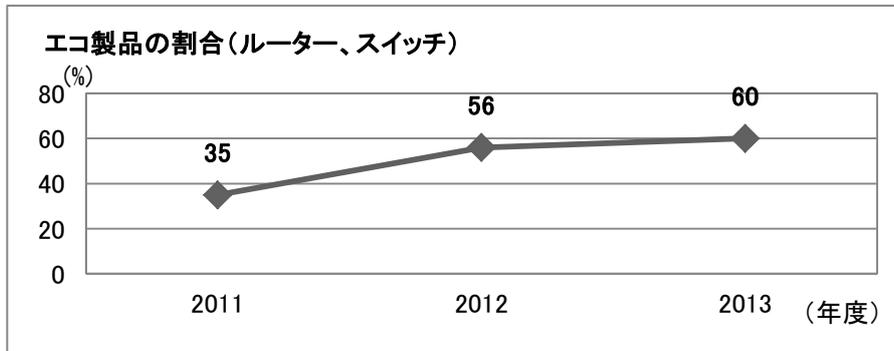
① 製品・サービス等における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策

■ エコ製品適合基準の取組

当社は、環境との調和と革新的技術による情報通信機器のイノベーションを目指し、2000年度に、当社独自のエコ製品適合基準を策定しました。エコ製品適合基準は、2012年度に見直しを図り、当社の第3次中期環境目標と関連し、「地球温暖化問題への対応」と「循環型社会への貢献」に関連した5分野15項目から成り立っています。

これまでに、主要製品であるルーター及びスイッチをエコ製品適合基準の対象としており、そのうち約30品目が同基準に適合しています。また、エコ製品適合基準に適合した製品は、適合したことを示す独自の環境ラベルを表示し、お客さま・お取引先にお伝えしています。今後は、エコ製品適合基準の対象範囲を拡大し、2020年度には、当社全製品に適用していくことを計画しています。

エコ製品適合基準の内容は当社ウェブサイト、<http://www.〇〇〇>を参照ください。



② 記載例の補足説明

- ・ 製品・サービス等の環境配慮の取組をどのように取引先や消費者に伝えているかの具体例(環境ラベル等)について、記載します、
- ・ 上記の記載例は、自社独自の環境適合基準についての記載です。第三者機関や地方公共団体等、社外の環境ラベル認定製品がある場合は、環境ラベルのタイプ・種類を明確にし、該当する製品の重量又は個数等を開示します。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

(2) 環境関連の新技术・研究開発

記載する情報・指標

① 環境関連の新技术・研究開発の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等

- ・環境配慮の取組方針や基準等
- ・新たに開発した環境技術(特許含む)
- ・環境負荷低減に貢献する研究開発の状況(DfE 手法等)
- ・環境関連の新技术・研究開発の全体に対する割合(金額・件数等)

環境関連の新技术・研究開発に関する情報は、環境配慮経営に対する事業者の将来の方向性や市場への対応状況を理解するうえで重要です。

具体的な取組の記載に加え、環境関連の新技术・研究開発の全体に対する割合等を示すこと等により、環境に配慮した製品・サービスを新たなビジネスチャンスととらえ、環境に良い社会づくりに積極的に貢献する事業者の姿勢を伝えることができます。



本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.78 を参照してください。

「環境関連の新技术・研究開発」の記載例(特定事業者)

① 環境関連の新技术・研究開発の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等

■ 環境に配慮した研究・開発への取組

地球環境問題の解決に貢献するために、環境負荷の低減に向けた様々な研究・教育を全学レベルで推進しています。5ヶ年(2013～2017年)の計画を示した「中期ビジョン」では、「環境科学分野の研究・教育の促進」を重点課題に挙げており、順調に成果をあげています。

本学では、総合大学という特性を活かし、各学部・研究科の領域を超えた研究・教育の連携を図っています。2013年度は特に学内共同研究や学際的シンポジウムを実施し、新エネルギーの領域で社会科学・工学分野の連携が進みました。8月に開催した新エネルギーシンポジウムでは、国内外から約150名の研究者が参加し、活発な研究交流が行われました。

○新エネルギーの研究・開発

本学では、次世代の新エネルギーに係る研究の拠点として、2007年に理学部内に新エネルギー技術研究センターを開設しました。同センターでは、水素エネルギー、太陽光、風力、波力、地熱、バイオマスをはじめとし、高効率発電に向けた世界最先端の研究・開発に取り組んでいます。

2013年度は、太陽光発電のエネルギー効率最大化に関する研究に長年従事し、民間企業との共同研究等を通じて顕著な実績を挙げた同センターの●●●●教授が、●●財団より環境功労大賞を受賞しました。

☞ 記載例の補足説明

- ・ 研究開発の内容に関する記載は、専門的で難解な内容になりがちです。具体的な研究開発の内容については、利用者の理解を促すような平易な文章であることを特に留意して記載します。
- ・ 環境負荷低減に貢献する研究開発の状況や、環境関連の新技术・研究開発の全体に対する割合(金額・件数等)について記載することが難しい場合は、シンポジウム等の取組成果等について説明します。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

「環境関連の新技术・研究開発」の記載例(一般事業者)

① 環境関連の新技术・研究開発の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等

■ 環境に配慮した研究・開発への取組

新しい技術・製品の研究開発は、これまでの常識を超えた発展をもたらすことにつながる可能性があります。当社では、環境分野においても常に革新的であり続けられるように、新たな技術・製品の研究開発を積極的に推進しています。

2013年度に新たに開発した環境技術を以下に紹介します。

○希少金属の効率的な回収技術

使用済みルーター等から希少金属を効率的に回収する技術を新たに実用化しました。この技術により、回収工程に必要な時間が3分の1程度に短縮されるため、水とエネルギー使用量を大幅に削減することができますようになります。さらに希少金属の回収率も平均30%増加することとなり、資源生産性の向上につながります。

② 記載例の補足説明

- ・ 特定事業者の記載例の補足説明(本手引きp.77)を参照してください。

7. その他

告示の内容

環境報告書には、環境関係法令に基づく規制について行った対応、その利用者等との間において行った意見交換等の概要を記載し、又は記録することが望ましい。

環境報告ガイドラインによる「記載する情報・指標」

- (1) 環境に関する規制等の遵守状況
- (2) ステークホルダーへの対応の状況

「環境関係法令に基づく規制について行った対応、その利用者等との間において行った意見交換等の概要」には、様々な取組が考えられ、たとえば上記の(1)及び(2)に関する情報が含まれます。

事業者は、環境に関する法規制等を遵守すると同時に、ステークホルダーの要望をよく理解して積極的に対応し、それらの状況を適切に伝えることが必要です。そうした行動は、社会から信頼を得ながら事業活動を進めるうえで有用であり、ビジネスの成長・促進にも役立ちます。

(1) 環境に関する規制等の遵守状況

記載する情報・指標

- ① 事業活動との関係が強い重要な法規制等(その他の義務等を含む)を遵守していること
の確認方法とその結果
- ・法規制等の改正等の把握方法及び対象範囲
 - ・定期又は不定期の内部チェック体制の内容
 - ・組織における遵守指針等
- ② 重要な法規制等の違反の有無(少なくとも過去3年以内の違反について)

社会からの信頼を得て事業活動を進めるためには、環境に関する法規制等を遵守し、事業者自身にとって不利な情報も含めて適切に情報開示する姿勢が必要です。

環境に関する規制等の遵守状況には、法令違反、環境関係の訴訟事件の状況、事業所周辺の住民等による苦情の状況、環境に影響を及ぼす構内災害や事故等があります。そのうち重要なものについては、今後の改善や再発防止等の対策を含めて記載します。



本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.68～69を参照してください。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

「環境に関する規制等の遵守状況」の記載例(共通)

① 事業活動との関係が強い重要な法規制等(その他の義務等を含む)を遵守していることの確認方法とその結果

■ 環境関係法令・協定等の遵守徹底

当社では、本社及び各工場において適用される環境関連法規制等についてリストを作成し、常に最新の状況に更新しています。事業活動に伴う周辺環境への影響を少なくするため、事業活動に適用される法令、協定等を遵守し、適切に運用するとともに、設備や運用の改善に努めています。

また、ISO14001 の認証を取得している拠点においては、定期的に法規制遵守状況を確認するとともに、各自治体との協定についても遵守を確認しています。国内の全拠点については、3年間ごとに環境内部監査を実施し、法規制遵守状況の監視を強化しています。

② 重要な法規制等の違反の有無(少なくとも過去3年以内の違反について)

■ 過去3年間の法規制遵守の状況

2013年8月31日、当社川崎工場にて、一時的な亜鉛の基準値超過がありました。調査の結果、排水処理設備の沈殿槽における汚泥の制御弁の目詰まりが要因ということが分かりました。発見直後、新たな制御弁フィルターの交換を行い再度測定した結果、正常な値であることを確認しました。本件については、適切に自治体に届出を行うと同時に関係者と速やかに情報を共有しました。この結果、制御弁に関する設備運用点検項目を追加し、再発防止に努めています。

その他に2013年度は、環境関連法規制等の違反による行政からの要請・指導、罰金等はありませんでした。

分類	2011年度	2012年度	2013年度
環境に関する法令違反	1	なし	1
環境に関する訴訟・罰金等	なし	なし	なし

③ 記載例の補足説明

- ・ 当年度に法規制等の違反があった場合は、違反の状況とあわせて、対応状況と再発防止策を記載します。過去の違反については、違反の重大さに応じて、概要と対策の進捗状況等を記載します。
- ・ 違反がない場合は、その旨を記載します。

(2) ステークホルダーへの対応の状況

記載する情報・指標

① ステークホルダーへの対応に関する方針、計画、取組状況、実績等

- ・ステークホルダーへの対応に関する方針
- ・主要なステークホルダーの対応チャンネル(種別、対応手法、頻度等)
- ・ステークホルダーからの要請や期待
- ・要請等に対する対応と今後の計画(事業活動や意思決定への反映等)

事業者は、社会への説明責任を果たし、ステークホルダーに有用な情報を提供するために、自ら環境に関する情報を定期的の開示し、積極的に環境コミュニケーションを図っていく必要があります。

また、環境配慮に対するステークホルダーの期待に応えるだけでなく、その理解を得るためにコミュニケーションを推進し、フィードバックを受けることが重要です。それらによってステークホルダーとの相互理解を深め、環境配慮経営をさらに進展させることが期待されます。



本項目の詳細については、環境報告ガイドライン p.70 を参照してください。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

「ステークホルダーへの対応状況」の記載例(特定事業者)

① ステークホルダーへの対応に関する方針、計画、取組状況、実績等

■ 環境コミュニケーション

本学では、持続可能な社会づくりへの貢献を目指して、学内外へ積極的な情報発信とコミュニケーションを実施しています。2000年度から継続して、環境関連公開講座を開催しています。また、2013年度の大学祭では、学生が主体となって「学生環境 ISO 事務局」を発足させ、大学の担当部署と連携し、エコキャンパスの実現に取組みました。

○環境関連公開講座の開催

2013年度は、「持続可能な低炭素社会」(全4回)を開催し、213人の参加がありました。講座の後では、受講者の方々と講師との間で質疑応答を行いました。

○学生環境 ISO 事務局における環境コミュニケーションの取組

学生環境 ISO 事務局の活動として、環境サークルとともに「環境対話集会」を開催し、学長や職員と学生とで活発な意見交換を行いました。

○エコキャンパスツアーの開催

9月には地域の中高生を対象に、エコキャンパスツアーを開催しました。学内の環境設備の見学や、研究する新エネルギー技術研究センターにて、先進的な環境エネルギー技術の紹介等を実施しました。ツアーの最後には、参加者にアンケートを実施して、本学にとっても貴重なフィードバックを得ています。

➡ 記載例の補足説明

- ・ 環境コミュニケーションの取組は多岐にわたるため、イラストや写真等を活用して具体的な取組を説明し、記載に創意工夫をもたらすことは有用です。

「ステークホルダーへの対応状況」の記載例(一般事業者)

① ステークホルダーへの対応に関する方針、計画、取組状況、実績等

■ ステークホルダーとの関わり

当社は、ステークホルダーの皆さまとの対話を事業活動に反映し、社会からの信頼を得ることを目指します。

2001年度からは、毎年定期的に環境報告書を発行しており、各事業年度の環境配慮に関する取組状況を継続的に報告しています。ウェブサイトでは、環境報告書に対するステークホルダーからのフィードバックを受け付けており、頂戴したご意見等は、次年度以降の環境活動に反映させております

また、次世代を担う子供たちに環境の大切さを感じてもらうために川崎工場と栃木工場では地域の小中学生を対象に「工場環境教室」を実施しています。2013年度は、川崎工場で3回、栃木工場で2回実施しました。

当社は、今後とも様々な機会を通じて、コミュニケーションの推進に努めてまいります。

○当社の主なステークホルダー、期待・要請及び主な対話方法

主なステークホルダー	期待・要請	主な対話方法
お客さま	製品の安全・品質 サービスの向上 製品における環境情報の開示	サービスデスクの設置 展示会等の開催 ウェブサイトによる環境情報開示・アンケート
従業員	職場の安全衛生の確保 環境教育による環境意識の向上	環境対話集会の開催 環境教育の実施
お取引先	製品における環境情報の共有 公正で透明な取引	購買担当者説明会の実施 当社環境方針の共有
地域社会	災害・事故の防止 生活環境の保全 環境貢献活動の推進	地域交流会の実施 工場見学会の実施 工場環境教室の実施
株主	企業価値の拡大 利益の適切な配分	IR説明会での環境報告書配布 ウェブサイトによる情報開示・アンケート
NGO・NPO	環境への配慮	ステークホルダー・ダイアログ 共同商品開発

☞ 記載例の補足説明

- ・ 主要なステークホルダーへの対応には、以下のような様々な形態があります。
 - 環境報告書やウェブサイト等による情報伝達
 - 顧客の相談窓口制度
 - 従業員満足度調査
 - サプライヤーとの意見交換会
 - ステークホルダー・ダイアログ
 - NGO・NPOとのパートナーシップ

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

参考資料

1. 環境報告の一般原則

環境報告書が環境コミュニケーションの有効なツールであるためには、以下に示す「環境報告の一般原則」が十分に考慮されている必要があります。これらの原則は、環境報告の基礎的な前提条件であり、これらに合致しない場合は、環境報告に期待される機能を果たせないことがあるので、環境報告書を作成する際によく留意することが重要です。

【環境報告の一般原則】

原則 1 目的適合性

環境報告は、事業者が利用者の意思決定に影響を与える可能性があると判断した情報を、提供しなければなりません。とくに、具体的な記載事項の決定にあたっては、重要な情報を全て網羅する必要があります。

原則 2 表現の忠実性

環境報告は、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響及び環境配慮等の取組状況を、忠実に表現しなければなりません。そのためには、忠実な表現に不可欠な情報が網羅されていること(完全性)、それらの情報に偏りが無いこと(忠実性)、情報の作成方法が適切に選択され、その適用に誤りが無いこと(合理性)が必要です。

原則 3 比較可能性

環境報告は、事業活動の各期間を通じて比較可能であり、かつ異なる事業者間においても一定の範囲で比較可能であるために、その基盤となる情報を提供することが望まれます。

原則 4 理解容易性

環境報告は、特別な専門知識がなくても理解できるように、情報を適切に分類し、他の情報と関連付け、または表現方法を工夫して、簡潔かつ明瞭に提供することが望まれます。

原則 5 検証可能性

環境報告は、記載事項について、その前提条件、作成方法、算定根拠等を明らかにし、記載事項が対象事業を忠実に表現していることを、客観的に検証できるようにする工夫が望まれます。

原則 6 適時性

環境報告は、利用者の意思決定に間に合うタイミングで、公表することが望まれます。

環境報告の一般原則の詳細については、環境報告ガイドライン p.19～23 を参照してください。

2. 環境報告の重要な視点

環境報告書を作成する際には、環境報告を実施するうえで重要とされる視点を欠くことなく考慮し、記載内容を適切に選択・決定することが望まれます。これらの視点は、事業者が環境配慮経営を推進していくうえでも重要です。

重要視点 1 経営責任者の主導的関与

経営責任者には、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響及び環境配慮等の取組状況について、社会に対して説明する責任があります。その責任を環境報告によって果たす場合、経営責任者は、重要な課題と取組方針を明確に説明し、その実行について明言することが求められます。

重要視点 2 戦略的対応

環境配慮経営の重要な課題が、事業活動にリスクと機会をもたらすことで事業戦略にも影響を与えている場合は、環境報告において、環境配慮等の取組状況を利用者に理解させるために必要な範囲で、戦略的対応の内容を規制動向等の背景情報と関連付けながら説明することが求められます。

重要視点 3 組織体制とガバナンス

環境報告では、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響が正確かつ網羅的に把握され、それらに対する環境配慮等の取組方針が適切に実行されることを示すために、組織体制及びガバナンスの状況について説明することが求められます。

重要視点 4 ステークホルダーへの対応

環境報告では、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響が正確かつ網羅的に把握され、それらに対する環境配慮等の取組方針が適切に立案されていることを示すために、事業者のステークホルダーへの対応状況を明らかにすることが求められます。

重要視点 5 バリューチェーン志向

環境報告は、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響及び環境配慮等の取組状況を明らかにするために必要な範囲で、バリューチェーンにおける環境負荷等の状況や環境配慮等への取組状況に関する情報を、開示することが求められます。

環境報告の重要な視点の詳細については、環境報告ガイドライン p.24～27 を参照してください。

環境配慮の方針等

主要な事業内容、対象とする事業年度等

環境配慮の計画

環境配慮の取組の体制等

環境配慮の取組の状況等

製品等に係る環境配慮の情報

その他

3. 参考となるガイドライン等

○基本となるガイドライン

環境省「環境報告ガイドライン 2012年版」

環境省は2001年に「環境報告書作成ガイドライン(2000年度版)」を策定しました。同ガイドラインはその後、2004年に「環境報告書ガイドライン2003年度版」、2007年に「環境報告ガイドライン2007年版」として改訂され、さらに2012年には全面的な改訂が行われて、「環境報告ガイドライン2012年版」として策定されています。

環境報告ガイドラインは、全ての事業者を対象としていますが、特に上場企業やそれに相当する大規模事業者(従業員500人程度以上)が、環境報告ガイドラインに示した項目や情報を盛り込んだ環境報告書を作成する際に、広く活用されることが期待されています。本手引きは、この環境報告ガイドラインの付属書として位置づけられるものです。

環境報告ガイドラインでは、事業者が事業活動に関わる情報から環境の視点で抽出した「環境情報」に基づいて、環境負荷の発生状況及び環境配慮等の取組状況を社会に対して説明することを「環境報告」と呼び、その方向性や記載すべき情報・指標等を取りまとめています。とくに、環境報告ガイドラインの第二部で示した5分野40項目の記載事項は、平均的な事業者が環境報告を行う際に記載する代表的な情報・指標であり、事業者が記載事項を決定する際の指針として例示しています。そのため、それらの記載事項における「記載する情報・指標」は、事業者が説明責任を果たすうえで、全ての事業者に共通して「重要な情報」に該当すると考えられます。

環境報告ガイドラインについては、<http://www.env.go.jp/policy/report/h24-01/>を参照してください。

環境報告ガイドラインと「環境報告書の記載事項等に関する告示」及び本手引きとの対比を次頁の表に示します。

告示と環境報告ガイドライン及び本手引きとの比較

記載事項等に関する告示	環境報告ガイドライン項目	本手引き項目
[1] 事業活動に係る環境配慮の方針等 (告示第2の1)	[4章] 環境報告の基本的事項 2. 経営責任者の緒言 [5章] 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 1. 環境配慮の取組方針、ビジョン及び事業戦略等 (1) 環境配慮の方針	[第2部] 環境報告書の記載事項等 1. 事業活動に係る環境配慮の方針等
[2] 主要な事業内容、対象とする事業年度等 (告示第2の2)	[4章] 環境報告の基本的事項 1. 報告にあたっての基本的要件 (1) 対象組織の範囲・対象期間 3. 環境報告の概要 (1) 環境配慮経営等の概要(ア.事業の概要)	[第2部] 環境報告書の記載事項等 2. 主要な事業内容、対象とする事業年度等
[3] 事業活動に係る環境配慮の計画 (告示第2の3)	[5章] 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 1. 環境配慮の取組方針、ビジョン及び事業戦略等 (2) 重要な課題、ビジョン及び事業戦略等	[第2部] 環境報告書の記載事項等 3. 事業活動に係る環境配慮の計画
[4] 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等 (告示第2の4)	[5章] 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 2. 組織体制及びガバナンスの状況 (1) 環境配慮経営の組織体制等	[第2部] 環境報告書の記載事項等 4. 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等
[5] 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等 (告示第2の5)	[4章] 環境報告の基本的事項 4. マテリアルバランス [6章] 「事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標 1. 資源・エネルギーの投入状況 (1) 総エネルギー投入量及びその低減対策 (2) 総物質投入量及びその低減対策 (3) 水資源投入量及びその低減対策 2. 資源等の循環的利用状況 3. 生産物・環境負荷の産出・排出等の状況 (1) 総製品生産量又は総商品販売量等 (2) 温室効果ガスの排出量及びその低減対策 (3) 総排水量及びその低減対策 (4) 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策 (5) 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策 (6) 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策 (7) 有害物質等の漏出量及びその防止対策 4. 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況	[第2部] 環境報告書の記載事項等 5. 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等 (1) 総エネルギー投入量及びその低減対策 (2) 総物質投入量及びその低減対策 (3) 水資源投入量及びその低減対策 (4) 資源等の循環的利用の状況(事業エリア内) (5) 総製品生産量又は総商品販売量 (6) 温室効果ガスの排出量及びその低減対策 (7) 総排水量及びその低減対策 (8) 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策 (9) 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策 (10) 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策 (11) 有害物質等の漏出量及びその防止対策 (12) 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況
[6] 製品等に係る環境配慮の情報 (告示第2の6)	[5章] 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況 (3) 環境負荷低減に資する製品・サービス等 (4) 環境関連の新技术・研究開発	[第2部] 環境報告書の記載事項等 6. 製品等に係る環境配慮の情報 (1) 環境負荷低減に資する製品・サービス等 (2) 環境関連の新技术・研究開発
[7] その他 (告示第2の7)	[5章] 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 2. 組織体制及びガバナンスの状況 (3) 環境に関する規制等の遵守状況 3. ステークホルダーへの対応の状況 (1) ステークホルダーへの対応	[第2部] 環境報告書の記載事項等 7. その他 (1) 環境に関する規制等の遵守状況 (2) ステークホルダーへの対応の状況

○参考となるガイドライン

①環境省「環境会計ガイドライン 2005 年版」

環境省では、環境会計への取組を支援するために、環境会計に関する共通の枠組みを構築することを目的として、1999年の「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン(中間取りまとめ)」以降、2000年に「環境会計システムの導入のためのガイドライン(2000年版)」を、2002年に「環境会計ガイドライン2002年版」、さらに2005年には、その改訂版である「環境会計ガイドライン2005年版」を取りまとめ、公表しました。

「環境会計ガイドライン2005年版」では、環境保全コストの項目の分類、環境保全効果の項目の体系化、環境保全対策に伴う経済効果の概念の解説及び環境会計の開示様式の体系化を行っています。開示の様式としては、環境会計の公表用フォーマット、公表用フォーマット附属明細表及び内部利用のための管理表を紹介しています。

「環境会計ガイドライン2005年版」については、
<http://www.env.go.jp/policy/kaikei/guide2005.html> を参照してください。

②環境省「エコアクション 21 ガイドライン 2009 年版」

エコアクション21は、事業者が環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、広範な企業、学校、公共機関等の全てを対象とし環境省が策定したガイドラインです。エコアクション21では、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法を紹介しています。

環境省は、特に情報・資金・人的資源に乏しい中堅・中小事業者における環境配慮への取組を促進するため、1996年にエコアクション21を策定し、以後数回の改訂を経てその普及を進めてきており、2009年に「エコアクション21ガイドライン2009年版」をとりまとめ、公表しました。

「エコアクション21ガイドライン2009年版」は、ISO規格をベースとしつつ中小事業者等でも取組みやすい環境経営システムになっています。

なお、「エコアクション21ガイドライン2009年版」に基づく認証・登録は、(一財)持続性推進機構が実施しています。

「エコアクション21ガイドライン2009年版」等は、
<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>に掲載されています。

また、認証・登録については、<http://www.ea21.jp/>を参照して下さい。

③GRI「G4 サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン」

GRI(Global Reporting Initiative)は、世界の様々なセクター、国、地域を代表する専門家や組織が参加して、サステナビリティ報告の国際的な枠組みを策定・提供することを目指して活動するNPOです。現在では、UNEP(国連環境計画)、国連グローバルコンパクト、OECD(経済協力開発機構)等と戦略的パートナーシップを結び、幅広く活動を展開しています。

GRIは、2000年に「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン」(GRIガイドライン)の初版を発行し、2002年に第二版、2006年に第三版、そして2013年には現行版である第四版を発行しています。同ガイドラインは、組織が透明性を高めて説明責任を果たし、環境、社会、経済面でのパフォーマンスや影響を報告するための枠組みを示したものです。

サステナビリティ・レポーティング・ガイドラインについては、<http://www.globalreporting.org/>を参照してください。

④ISO14063 環境コミュニケーションに関するガイドライン及び事例集

ISO14000シリーズでは、ISO14001環境マネジメントシステム規格をはじめとして、多くの環境マネジメントの国際規格が発行されています。この1つとしてISO14063環境コミュニケーションに関するガイドライン(Environmental management --Environmental communication -- Guidelines and examples)が2006年8月に発行され、2007年6月にこの規格に対応した日本工業規格(JIS Q14063)が制定されました。

同ガイドラインには、環境コミュニケーションの原則とその方針及び戦略・活動に関するプロセスがPDCAのサイクルに沿って示されています。また、様々なタイプの環境コミュニケーションの進め方について例示等が示され、環境報告書は重要なツールのひとつとして記述されています。

④ 環境報告書の信頼性確保のための手引き

環境省では、環境報告書を作成・公表する事業者を対象に、環境報告書の信頼性を高めるために事業者自らがその評価を行う場合の一つの手法を詳細に、かつ、分かりやすく解説した「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」【試行版】(以下、「自己評価の手引き」)を2006年に策定しました。また、2014年に同手引きを「環境報告書に係る信頼性向上の手引き(第2版)」として改訂しました。環境報告書を作成・公表する事業者には、同手引きやその他の方策を活用し、環境報告書の信頼性を高めることが期待されます。

また、同手引きも環境報告ガイドラインの付属書と位置づけられています。

環境報告書の記載事項等の手引き

(第3版)

(公表)

平成26年5月

環境省総合環境政策局環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-5521-8240 FAX:03-3580-9568

ホームページ <http://www.env.go.jp/>